

令和3年色麻町議会定例会3月会議会議録（第4号）

令和3年3月10日（水曜日）午前10時02分開議

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
総務課課長補佐	高橋康起君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	井上勝美君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	早坂恵子君
会計管理者兼会計課長	岩崎寿裕君
産業振興課課長補佐兼愛宕山公園管理事務所副所長	高橋秀悦君
建設水道課長	渡邊勝男君

色麻保育所長	花 谷 千佳子 君
清水保育所長	千 葉 浩 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	今 野 和 則 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	山 田 栄 男 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	小 松 英 明 君

議事日程 第4号

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問	
日程第3	議案第6号	和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第4	議案第7号	色麻町議会の調査及び公聴会の出頭又は参加者等に対する費用弁償支給条例の一部改正について
日程第5	議案第8号	令和2年度色麻町一般会計補正予算（第13号）
日程第6	議案第9号	令和2年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第2号）
日程第7	議案第10号	令和2年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
日程第8	議案第11号	令和2年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第9	議案第12号	令和2年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第13号	令和2年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第11	議案第14号	令和2年度色麻町水道事業会計補正予算（第5号）

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

午前10時02分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、3番相原和洋議員、4番白井幸吉議員の両議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中山 哲君） 日程第2、一般質問を行います。

前日に引き続き、10番天野秀実議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。天野秀実議員。

〔10番 天野秀実君 登壇〕

○10番（天野秀実君） それでは、昨日に引き続きまして、教育の問題について質問をさせていただきます。

町長にお伺いをいたします。昨日は、教育現場の実情が、児童生徒の自殺率が非常に高くなっている状況にあるし、子供たちのうつ症状の割合が非常に高くなっている。また、そのストレスのために学校に行きたくないという子供たちが3割を超える。これは国関係の機関の報告を基にこういう状況にあるというところから始まりまして、実はこういったことを改善するために、全国的に様々な公立の高校、中学校で取組が始まってきたのが校則についての改正だったということなんです。

そこで、昨日に引き続いてこのことをお伺いしますが、御存じのとおり女生徒は首にリボンかな、リボンで、女生徒の制服はスカートで、靴下は白で、下着の色も白で、ズックは白で、ズックに結ぶひもは何々でと、こういったことが既に報道等で御存じだと思いますが、どうもブラック校則ではないかというふうになり始めております。そして、

こういったことを、不要な校則は改善して、不登校とか、それから子供たちのうつとか、これを改善していこうという動きが出ております。

そこで、具体的な事例を一つだけ挙げます、あまり挙げると時間がなくなりますので。公立の中学校で、ある県のとある公立の中学校、御存じだと思いますが、桜丘中学校というところなんです、ここでこだわりが強く毎日同じトレーナーを着ないと通学できない生徒が入学されてきたと。また、晴れた日でも長靴でないと学校に来られない生徒もやってきたと。それから、室内で帽子を脱ぎたがらない生徒もいたと。しかし、校則では制服が当然義務づけられているわけですが、事例として、校長先生がやはり立ち上がって、その現場からこのような校則を、記事によりますと校則を全廃したと。そうすると、専門家の教育長先生はお分かりになると思うんですが、こういったことを、校則を全廃したところ、帽子をかぶってないと教室で入れない子とか、毎日長靴を履いてこないと登校できない子とか、それから毎日同じ服を、運動着を着てないと学校に来れない子とか、そういったことがなくなったというんですよ。これは、専門家の方だと、なぜルールを撤廃するとそういうことがなくなったのかということが分かるらしいんですが、理由も書いてあります。

ここで私が現場の方々に頑張っていたいただきたいなと思ったのは、改革を推し進めていくとき、設置者の町長が旗を振ってやるのではなくて、それから教育行政のトップにある教育長が現場を改革するのではなくて、現場の校長先生がしっかりと自主的に立ち上がって変えてきたという実例が非常に多く報告されてるんですよ。ですから、色麻の教育現場では、私は何も問題はないと信じたいんですが、そうでもないようですので、議員がああやれ、こうやれと言うのではなくて、設置者がああやれ、こうやれと言うのもなくて、教育長がああやれ、こうやれと言うのではなくて、私は現場の自主的な努力を、その見守れるような教育行政を行うことが私たちの使命ではないかと思っております。何かあったときには町長が責任を取ればいいわけですから。何かあったときには教育長が責任を取ると。そういうことで現場の努力を促して行ってほしいなという、そういう思いがあるもんですから、あえてこの制服の問題を含めて質問したんですが、なくてもいいルール、子供たちの生活をもし圧迫しているような不必要なルールがあるとすれば改善していこうという全国的な動き、そしてもし学園の中で校長先生が自主的にこういったものは改革していきたいというものがあれば、設置者の町長、教育行政をつかさどる教育長は、それをしっかりと温かく支援して現場の自主性を引き出すという、これが私は色麻町の教育行政の軸になっていくべきだろうと思っていましたもんですから質問させていただきました。この辺について再度、一般質問ですから町長にしか質問できないんですが、この辺について再度伺います。

それから、大体おおよそ納得したんですが、タブレットのことについてね、また1点だけ方向性を伺っておきたいと思えます。タブレットにつきましては、非常にタイムリーな全国に先駆けて学園でこれを導入することになった、大変タイムリーな企画だったと私は受け取っています。そして、今実は教科書の改訂に向けて既に、これは令和6年

度に教科書が全くその新しいものに改訂されるようですが、これはデジタル化に向けたその取組になっているようです、報道によりますと。となると、色麻だけでなく、このタブレットの導入は全国的に1人1台タブレットを配付しなければならない状況になるようですが、全国に先駆けてこれを教育に導入したと。そして、当然これから何年後かに起きるデジタル化に向けた対応についても、もう検討されていると私は思っていますが、そのように理解して的確な教育現場の対応がなされていると理解してよろしいのかどうか。その点についてお伺いして、教育行政に関してはこの程度で終わらせていただきたいと思います。町長にお伺いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） デジタル関係については、教育長のほうから答弁をさせたいと思います。

前段の学校関係についての質問が大分詳しくございました。やっぱり町として大事なことは、この教育分野についての大事なことは、学校に、まず色麻小中一貫校に先生方が好んであの学校に行きたい、そう思えるような学校であってほしいというふうに、私としての考えですけれども、そういう思いです。具体的な学校の内容等についての、いろいろ教師への指導であったりということについては、教育長を中心にそっちのほうはきちんとやっていると思いますけれども、私としては天野議員から出されたように、学校が、あるいは校長さんが、自分の判断がきちんとできるような雰囲気、そういうものを町で与えておくということが大事だろうというふうに思います。そういうことになると、やっぱりもちろん町の協力あるいは地域の協力、それから御家庭、御父兄の協力、こういうものも必然的にお願いしたいなというふうになるんだろうと思います。そうした中で、今言われたように、校長さんが自らの判断でそういうことができるというふうな雰囲気ができるというふうに思っております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 私のほうから、タブレット関係についてお答えをいたします。

まず、タブレットはGIGAスクール構想のために、今年度コロナ感染症の流行によって、前倒しになって全国一斉に今年度実現するということになっております。特に色麻がほかに先んじてというわけではありません。全国一斉ではありますが、昨日も申し上げたとおり、活用にあたっては現在から教職員等の研修を進めて、4月からできる限りいい方向で活用できるように準備を進めているところでございます。

あと、教科書については、天野議員おっしゃっていることはデジタル教科書のことだと思います。デジタル教科書については、少し前にも、今デジタル教科書を何時間使っているというふうなある程度規制があるんですね。その規制が随分緩和されるという記事もありました。そのような方向になっていくことは間違いがないと思いますが、やはり紙媒体もなくて全てデジタル教科書だと、子供のところに今の現行のあれだと残りませんので、そういうことが、例えばデジタル教科書を普及する上でのいろいろな解決す

ることなのかなとも思っております。あと、今の紙媒体の教科書自体にもQRコードというんですか、そういうのがところどころにあって、タブレットを、今度導入されたようなタブレットでそこを取り込むと、例えば写真の画像が動き出すだとか、解説が流れるとか、音楽流れるとか、そういうところにも教科書は対応しております。

中学校については、4月から新学習指導要領に対応した新しい教科書に変わります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） どうもありがとうございました。

このタブレットの活用につきましては、これからそれぞれの学校の特色がどうも出そうな分野ですので、自由な発想の中でしっかりと利用していただけるといいと思います。

また、さらに私先生方にお会いしたときには、別に教育の専門家でも何でもありませんから、色麻にいるときにはほかの学校でできなかったこと、それをしっかりとやっていってくださいということをお願いしているんです。先生方が自主的に、子供たちにとってよかれと思うことは、ほかの学校でなかなかさせていただけなかったようなことでもやれるような環境、自主的な環境を、設置者の町長、また教育行政のトップの教育長には、そういった環境を整えていただきたいということを申し述べさせていただきました。次の質問に入らせていただきます。

続きまして、通告順からちょっと前後しますが、加美郡立病院経営についてお伺いをいたします。

町長として長期的に推移を見守っていくとのことですが、病院経営にはどのように関わられるのかをお伺いをいたします。これは、町長の要旨説明の中で示されたことなわけですが、この辺について分かりやすく答弁をお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 天野秀実議員の3つ目の質問でありますけれども、公立加美病院関係についての質問ということではありますが、この中で行政報告にも申し上げましたけれども、長期的に推移を見守るという表現をしました。いわゆる町長としてですので、長期的に推移を見守るということは、改善策が出るということに対しての、それを期待をすると、そういう意味で見守りたいと、町長として見守りたいということであります。

それから、どのように関わっていかれるのかということですので、町長として当然それを支えていくということになるかと思っております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） ありがとうございました。

町長と管理者は一心同体で、私は建前的な話をしている場合ではないように理解しているんです。ただ、町長として、管理者でないものですから、町長としてしゃべれる分しかしゃべれないとなれば、それはそれでね、その中で私もお伺いするしかないんですが、私はそんな場合ではないと思っているんですよ。要するに、現在の状況について、

これから何年になるか分かりませんが、対応せずに町長としては見守っていくと。管理者の早坂利悦さんが向こうでいろいろやるでしょうが、それを見守っていくと。

そこでね、要旨説明の中で、平成26年より6年間24時間体制で在宅診療に取り組んでいただいた横山先生、このことを取り上げております。大変感謝を申し上げたいと思います。町民の皆さんはどんなに心強かったことなんだろうと感謝をしたいと思います。しかし、横山先生がこれから独立されるということですね、報告がありました、これ、いつ町長はお分かりになりましたかということをお伺いさせていただきます。

それとですね、これは町長として長期計画で医療体制の充実を示されています。この現状、公立加美病院の現状については、在宅医療連携、在宅訪問診療の実践、現状がね、これは現状が24時間体制でね、これやってました。それで、これからは医療体制を充実するんだということで、基本目標掲げられております。目標としては、質の高い医療を提供するんだと、これは目標なんです。目標だということは、それ以上質の高いものを提供していくと、これは全くそうなんですよ、利用者の皆さんに不便をかけないように、これは全くそのとおりだと思います。その後、目標実現のための施策、この中に在宅医療体制を充実していくんだと、充実ですよ。

そこでお伺いします。この在宅医療体制をどのように町長として充実させていくというお考えなのか。それで、あらかじめ言っておきますが、この辺の内容を私は知らないわけではないんです。というのは、横山先生にうちでお世話になっておりました。それで、3月いっぱい公立加美病院をお辞めになられるということで、どうするかを選択しなくちゃならないと。要するに、横山先生にお世話になるのか、それとも公立加美病院にお世話になるのか、その体制がどうなっているのか、ということで、どうしても選択をしなくちゃならないという時期が来るわけですよ。そこで、目標実現のための施策として在宅医療体制の充実、これは、こういったことは医療体制の充実が課題があって、体制の充実ということになると、現在よりも当然充実させていくということだと私は理解しております。町民の皆さんもそのように期待してるんだと思いますが、その辺についてどうなのか、まずお伺いをいたします。

その後、それから、まずこの辺についてお伺いさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 横山先生が独立されるということについては、昨年のどの時期でしたでしょうか、話として伺っておりました。そして、今度の4月から独立をすることで準備に入っておるわけです。横山先生は、加美郡内全域24時間体制で往診していただいたわけですね、在宅診療をしていただきました。そして、今回も独立はしますけれども、横山先生自身はそういうスタイルの診察、診療をすることです。補完的に、加美病院としては補完的に往診を受けるということで、在宅で診療を受ける人たちに医療が行き渡るように補完的にやるというふうになっております。そういうふうに町長として聞いております。

○議長（中山 哲君） 町長、あと、どう充実させるかということで、答弁、在宅のほう。

- 町長（早坂利悦君） 結局、補完的に加美病院のほうでやるということで充実をさせるというふうに受け止めてほしいと思います。
- 議長（中山 哲君） 天野秀実議員。
- 10番（天野秀実君） 大変残念な回答ですが、そうするとこの長期計画というのは何なのかなという気がするんですがね。管理者はどのようにこの点について指示を出したかお分かりですか、町長として、管理者が。実はね、どうしても公立加美病院の在宅サービスを受けるわけにはいかなかったんですよ、その後の体制のことについて。これはずっと私待ってました、2月いっぱい待って、その決断したのが議会の直前だったんですよ。恐らくこの在宅医療を受けた方々、町のその医療体制の充実の話の内容を知った方は、やはり不安で、不安でというか、当然公立加美病院から必ず離れます、残念ながらね。私は残りたいと思ったんですよ、いろんな意味でね。ここに残ってやりたいんだけど、しかし体制をお伺いすると、これは当然この公立加美病院から離れざるを得ないと。

それでね、この先生が立派な先生です、当然独立をしていかれても地域医療をしっかり担える方だと感謝を申し上げます。管理者は、この先生がこの時期にお辞めになることを知ってたはずなんですよ。知ってたにもかかわらず、ついこの間までその後の体制をどうするかということについては示していなかったと。最後の最後まで私も待ちました、公立病院に残りたいなということだったんですけども、そういう状況だったと。患者さんは相当数減ります。また、先般いろいろ改正がありまして、その分のお客さんも減ることになります。

そこでね、これを設置している町長として考えなくちゃならないのは、公営であれ何であれ、企業というのは利益を出すことによって社会貢献をするんですよ。赤字を出して社会貢献するということは、これはあり得ない。関連業種にもこれ倒産の憂き目に遭わしてしまうということになります。黒字を出すから社会貢献ができると。赤字を出すとね、迷惑だけなんです、かけるのは。そして、当然社会貢献なんていうレベルではないな、赤字を出してもやり続けるというのは、これ道楽以外の何物でもないんですよ、民間ではですよ。それで、今一つの抜けだせないようなちょっとドグマに入っていると思うんですが、公立加美病院、ほかの第三セクターも、必要だからそれを設置していると。ただ、お客さんが来ないと、お客さんが来ないから赤字だと、でも必要なんだからそれを一般会計から補填していくんだと、これやってたらいずれですよ、一般会計で我慢できるところまでは我慢しますけれども、いずれ先行きはこれ見えてるんです。いいですか。お客さんがいなくなっていく、お客さんじゃないな、患者さんだね、患者さんがね、いなくなっていく。前にも同じような例がありました、中新田で独立されたあの優秀な先生辞めたときに、患者さんを引き連れていなくなるわけですよ。このこういう状況にあるとき、設置者の町長として、直前まで方針も出せなかった管理者が向こうにいるわけですよ。当然患者が減って行って、売上げが減って行って。こういったことについて、町長として、設置者の町長としてどのような見解をお持ちなのか、まずお伺

いをいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 普通は大體医師にどうしても患者さんがついていくということにはなりませんね。確かに今言われているとおり、当たっている点もあります。患者さんも減る、収入も落ちる、しかし経費も落ちるわけですよ、結局ね。医師の分、看護婦の分、そこんところ抜けますので、するとほぼほぼ、収支でいけばですよ、この部分だけですよ、この部分だけでいけば、収支でいけば、そんなに差はないんですよ。そして、いわゆるその加美郡内を今まで1人で24時間体制で見てもらったんですけれども、やっぱり24時間体制1人というのは無理があるんですよ、実際は。ただ、今まで加美病院の中にいて、横山先生に頑張ってもらったと、そのことについてはやっぱり感謝を申し上げなくちゃなりません。そして、個人が独立をするというのであれば、それは止められないわけですね。そして、横山先生の手が届かない分を、今までは加美病院としては往診はしてないんですよ。その分を、今度は加美病院の今の医師の体制で往診をするということで、補完をしていくと。ですから、在宅で診察を受けたいという人は大丈夫だよと、横山先生にやってもらおうか、加美病院の先生にやってもらおうかは分かりませんが、大丈夫、行きますと、横山先生が手届かない分は加美病院にお願いされれば、加美病院のほうから往診には行きますということで、決して戸惑うことはないと思います。

それから、やっぱり公立病院関係は、これほどこの病院も大変だから色麻も大変だと、しようがないとは言いませんけれども、現実としては公立病院の運営は、どの病院も四苦八苦してるんですよ。はっきり言って、社会貢献、黒字というけど、黒字はどこもないんです。そして、だからといって、このいわゆる病院、あるいはこの場合だと加美医療関係で老健もあるんですけれども、じゃあこれをなくせばいいのかということになるときに、果たしてそうしていいかどうか。ですから、確かに町としてこの加美組合に対しての負担、これは目いっぱいだと思ってます、私も。今年にして約交付税としてのあれは、それは別としてですね、あそこの用地代、それから町としての負担分、2億5,000万円多分合わせれば超していると思うんですけれども、そういう金としては、本町の規模からいって、もう目いっぱい出しているというふうになってますので、そのことについては町長として、同じだからこの私も言葉は言いづらいんですけれども、あくまでも町長としての質問を受けてるということになりますので、そのことについては話題にはしてあります。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。マイクスイッチ入れてください。

○10番（天野秀実君） 全然医療体制の充実じゃないじゃないですか、それ。全然そうならないと。するとこれ、計画は何なのかなというふうになるわけなんですよ。

時間がなくなってますから、改めてこの辺で終わらせていただきますが、最後に一言申し述べさせていただくとすれば、私もいろいろ言いますが、経営には全く無知です、無知。多分、ここにおられる議員の皆さんも、私はもっと無知なんですけど、そんなに熟練した方々はいないんだろうと思います。また、公務員の方もそうなるんだろう

と思うんですよ。これは、どうするかということについては、このままでいいはずはないというのは町長もそう思っておられると思います。いいのであれば、このままでいいんだけどね。私はちょっと違うと思うんです。

そこでね、公立病院を改革してきた事例というのは全国にあります。その事例を参考にしながら、これはそろそろいろんな意味で、改革をやる、やらないかは別にして、私は検討に入ってもいいんだと思います。検討することぐらいはあらかじめね、必要ではないかと思っております。特に減少社会に入るわけですね、減少社会ね。そうすると、よっぽど仙台とか岩沼とか公立病院に患者さんが押し寄せるとい、そういう状況でもない、どうも一定の流れに歯止めはかからないように思いますので、今後こういう方向で改革するとか変えるとかということとは別にして、ぜひ検討に入ってください、検討。これはやっても損ではないと思いますので、その辺については町長はじめ、今副町長いないんですが、職員の皆さんにもお願いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この議会で町長としてどこまで話していいかちょっと悩むんですけども、既に検討には入っております。今年いつからでしたか、県のほうからのコンサル派遣されてますので、その中間報告を受け、最終的な報告もあると思いますけれども、それに基づきながら、もう既に改革ということで手をつけ始まっておりますので、そのうちまとまって、さらにいい方向に進むように、町長として見続けたい、見守っていきたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） それでは、最後の質問に入らせていただきます。この質問をやってしまうと、回答が非常に長いものですから、多分最後の病院やれないと思ったものですから、順序を逆にさせていただきました。

それでは、質問をさせていただきます。コロナ禍の対策についてですが、今年度は新たにコロナ対策のために支出された国家予算は100兆円になんなんとするようですが、これは正確には117兆円くらいだったようですが、我が町に交付されたコロナ対策費は総額いかほどだったのか。

また、その使い道などについて改めて町民の皆さんに分かりやすくお知らせをいただきます。

また、コロナ対策費として法人、個人、事業主、あるいは個人が受け取ることでできた給付金はどのようなものがあり、町行政としてどのように関わったのかをお伺いをいたします。よろしく回答をお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 天野議員の4つ目の質問、コロナ対策関係に質問がございましたので、御回答申し上げたいと思います。

まず、最初に総額についてのお尋ねがございましたので、私のほうからまず申し上げたいと思います。

令和2年度に町が交付を受けました新型コロナウイルス感染症への対策費としましては、昨年5月から町民1人当たり10万円を給付しました特別定額給付金事業に係る補助金、対象児童1人につき1万円の追加給付をしました子育て世帯臨時特別給付金に係る補助金、そして町の感染症対策として策定しました実施計画に基づいた地方創生臨時交付金等がございます。これに、現在準備を進めておりますワクチン接種体制確保事業に係る補助金や、今回で御提案をいたしております令和2年度一般会計補正予算（第13号）計上分まで見込みますと、2月末時点での概算ではございますが、総額は約9億6,000万円となります。

なお、国の三次補正による地方創生臨時交付金の追加分の限度額として、本町分約8,900万円と示されております。この3次補正分は、国において令和3年度に予算を繰り越した上で各自治体に交付されることとなっており、新たに作成する実施計画に基づいて事業を実施予定といたしております。

使い道それから法人、個人、事業にどのようなということについては、担当課より答弁をさせたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） それでは、使い道につきまして御説明を申し上げたいと思います。

国や県の補助事業といたしまして、コロナ対策関連事業もございますが、かなりの数がございます。ここでは、地方創生臨時交付金の使途、事業の内容について御説明を申し上げたいと思います。

地方創生臨時交付金で実施した事業でございますが、これまでお示しをしてきたとおりでございます。事業の数もかなりございます。それですので、現金の給付あるいはその保育所、幼稚園、小中学校の環境整備など、事業内容を区分して御説明を申し上げたいと思います。

まず、現金の給付による支援でございますが、例えばその事業継続支援金、農業経営支援金、それから大きいものと地元の支援といたしまして商品券事業、これなんかも含めさせていただいておりますが、総額で約7,800万円でございます。それから、保育所、幼稚園、小中学校の環境整備あるいはその物品の購入がございました。これの多いところでは、そのGIGAスクールの関係ございました、ここに約1億円。それから、公立加美病院あるいは公共施設の設備への投資などがございました、これが3,400万円ほど。コロナ禍における防災、災害時の備え、これは避難所の資機材であったり物品を購入させていただいておりますが、約2,900万円。また、ウェブ環境の強化ということで、庁内のウェブ環境の対策を講じたわけでございますが、これはオンラインの会議等がかなり増えてございます、それで約1,200万円と。その他、社会福祉協議会で実施されましたその訪問事業あるいは学校の臨時休業対策等の国庫補助の町の負担分220万円、総額で約2億6,000万円程度と、このような事業費になってございます。

それから、コロナ対策としての個人の受け取ることができた給付金あるいはそれに対

して町行政としてどのように関わったのかということですが、まず法人、個人事業主を対象とした事業につきましては、感染症拡大防止協力金、これは休業あるいは時短の要請に応じていただいた企業への協力金あるいは飲食店緊急支援事業と、これは協力金の対象外となったお店に対して10万円あるいは事業継続支援事業あるいは肉用牛酪農経営、肉用牛肥育経営と、そこへの支援金などもございます。また、1アール当たり2,000円ということで、農業経営の支援事業などもございました。

それから、公共施設の指定管理を行っている事業者に対する支援も実施してございます。また、その個人に対する支援といたしましては、先ほども申しあげました特別定額給付金あるいは子育て世帯臨時特別給付金、新生児の特別定額給付金、生活安定再建支援金などもございましたし、あるいはこの個人への支援と申しますか、家計支援、消費喚起という意味では、これに地元支援商品券の発行事業なども含まれるかというふうに思います。

行政としての関わりでございますが、基本的にはその町が主体となって実施させていただくもの、あるいはそれ以外の支援事業につきましても、広報紙あるいは町のホームページなどで情報提供あるいは周知に努めさせていただいてまいりました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 大変町行政として煩雑な中、こういった臨時対策に関わる経費を、煩雑な中でも仕事が増える中で頑張っていただきましたことを感謝を申し上げたいと思います。こういった対策によって、何とかその生活することのできた町民の方々も結構安心できたのではないかと思います。この努力には感謝を申し上げます。

そこで、時間ももうありませんから、1点だけその再度御努力をしていただきたいと思います。それは、持続化給付金なんですが、商工会関係の方はかなりこれはいただいたんだろうと思います。いただけたならばよかったなとは思っておりますが、実は今年の1月の10日にこういう記事を見つけて、なるほどと思ったんですが、これは農民連が出している記事なんですが、昨年10月頃に新聞で、農閑期の申請は不正という報道に対し、中小企業庁はその記事は誤りであることを認めたと。コロナ禍で、コロナで被害を受けた農家が農閑期を対象月とすることには問題がないと明言したと。要するに、お米だけしか作ってない方でも、農閑期を対象月としてこの申請することについては問題がないんだということを明言したと。さらに、江藤前農林大臣、これ米の単作地域でも昨年の収入を12で割った月の平均より5割以上落ち込めば申請ができるんだと。これを中小企業庁も農水省もこのことを確認したと。要するに、私失敗したなと思ったのは、こういったことをもっと最初に分かっていたら、色麻町の農家の方というのは500を超えますから、しっかりと行政のほうで指導して給付申請すれば、少なくとも5億円以上のお金が色麻町に入ってきてたんだと反省してます。

それで、私は1月13日に中小企業庁に問い合わせをいたしました。このとき官僚の方、名前出していいと思いますが、クドウさんという方とやりとりをしたんですが、要する

にね、制度の趣旨に沿って申し込んでいただければ結構だという返事をいただいたんです。それでね、この令和3年度においても、どうも与党、野党の国会議員で、この持続化給付金に対しては再度その復活する可能性が、3月の国会でこれ出てきたようです。党派を超えて、これもう一度やれということで出すみたいです。そのほかにも、個人事業主交付金、色麻町に対象になる方々がかなりおります。

そこで、お願いしたいのは、そういった交付金を漏れなく色麻町で獲得できるように、これはね、もう一度行政で努力をしていただきたいと。そうすると、これは色麻町のその後の税収にも関わってきますから、ぜひこの辺については即答はできないかもしれませんが、しっかりと部内で検討していただきたいということをおっしゃっていただきたいと思います。10秒あります。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 検討をしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 以上で、10番天野秀実議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

次に、1番大内直子議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。大内直子議員。

〔1番 大内直子君 登壇〕

○1番（大内直子君） それでは、一般質問を始めたいと思います。

まず、認定こども園について。認定こども園の計画の進捗状況についてお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内直子議員の認定こども園についての質問がございましたので、私のほうから回答を申し上げたいと思います。

色麻町教育・保育施設整備事業につきましては、今年度認定こども園基本計画の策定について、前回の計画を見直し、再検討の作業を全般について行ったところでございます。この中で、子ども・子育て会議委員の皆様からは、視察研修の成果も踏まえて、運営内容など様々な御意見をいただきました。また、建設候補地については、周辺環境やハザードマップ及び交通状況をはじめとした安全面に十分配慮するとともに、候補地の利点や課題等の検証を行い、御意見をいただき検討してまいりました。現在、認定こども園基本計画の最終的な修正作業を行っております。その後、子ども・子育て会議を開催し、確認していただくことになっております。この新しい認定こども園基本計画の計画内容及び計画に基づく町としての事業実施の方針等も含めまして、議会の皆さんに改

めて御説明をしたいと考えておるところでございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 認定こども園の計画をつくるに当たり、保護者のアンケートを取って、それも踏まえて計画を立てたと思いますが、アンケートの結果について、主な項目とその割合を教えてください。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂恵子君） お答えいたします。

アンケート調査の内容でございますが、このアンケート調査は、色麻町第2期子ども・子育て支援事業計画を令和2年3月に策定しておりますが、この計画に当たり、小学校就学前児童の保護者を対象に、認定こども園に対するニーズを把握するためアンケート調査を実施いたしましたところでございます。この回収率は79.3%ございました。

このアンケート調査で、認定こども園の立地環境について聞いたところ、子供の遊び場や行事などのスペースの十分な確保が70.1%と最も高く、次いで交通の利便性がよく送迎などのしやすさが50.6%と上位となっております。

次に、認定こども園に望むことについて聞いたところ、幼児期にふさわしい遊びや生活が77.0%と最も高く、次いで安心・安全な環境整備が67%と上位となっております。

この結果から、子供たちが遊ぶことや、そして、遊ぶ環境を保護者の皆様は非常に重要視していることが見て取れます。

なお、この内容は認定こども園基本計画の中に盛り込んでおります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 二つのアンケートの中で、それぞれ一番多いのが子供の遊び場や行事などスペースの十分な確保が70.1%、幼児期にふさわしい遊びや生活77%ということで、どちらもキーワードが遊びなんですね。これはどういうことかということ、子供が育つというのは、遊びによって育つということだと思います。自然がある広々としたところで、遊びながら体を十分に動かすことによって体が鍛えられる。それから友達と体を動かしてたくさん遊ぶ中で、いろいろな人間関係を学び心が育つ。そして、木や草や虫や自然がたくさんある中で遊ぶことで、いろんな感覚が育っていくんだと思います。そして、子供たちにそういう十分な遊び場のあることこそ、色麻町の認定こども園ならではのできることであると私は考えます。ぜひ、よい計画をつくっていただきたいと思うのですが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さっき回答申し上げたとおり、現在子ども・子育て会議の中で検討をされておるわけですが、多分その会議の中でも、今言われたようなことが重要視されているものと思います。私としてもそういう思いをしっかりと受け止めながら、そしてそのどういう内容で答申されるか、それを見ての判断ということになると思いますけれども、そのことについては大内議員とは大体同じ考えだなというふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） ありがとうございます。

では、次に2番目の風力発電についての質問に移ります。風力発電、①から⑧まで通告していますが、1番から4番をまとめてお聞きします。

まず、風力発電の一般的なメリット、それから色麻町にとってのメリットを二つ併せてお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内議員の2つ目の質問、風力発電についてということでありました。

一般的なメリットということのようですので、風力発電のメリットは二酸化炭素の温室効果ガスの排出が抑制され、化石燃料などの特別な資源を必要とせず、低炭素でクリーンなエネルギー生産が可能である点で、環境への負荷の少なさであると理解しております。

それから、色麻町にとってのメリットということですが、本町にとってのメリットは固定資産税の増加、それから町有地であれば賃貸料が収入というふうになるわけですので、それはメリットというふうになると思います。また、この風力発電を利用した観光、各地でもあるわけですけれども、観光や教育あるいは産業振興にも活用すれば、それもメリットというふうになるというふうに思います。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） では、③、④の風力発電の一般的なデメリット、色麻町にとってのデメリットは何かをお願いします。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答えいたします。

風力発電につきましては、先ほど町長のほうから回答申し上げたとおり、二酸化炭素を排出しないということでクリーンなエネルギーであることでありますけれども、一方でやはり強い風が吹かないと発電しませんので、常にその相当の強さで風が吹いておかないといけない場所が必要になってくるということになります。また、その強い風といましても、常に同じ強さで吹くわけでもございませんので、発電量がその風の強さに左右されると、安定しないということがデメリットになるのかなというふうに考えております。また、その風車が回転することによる騒音あるいは振動もデメリットの一つとなるというふうに考えております。

ただ、デメリットと言えるかどうか分かりませんが、風力発電施設自体が台風等で倒壊あるいは翼などの部品が破損、損壊する事故が起きていることも事実でございますので、こういった事故が発生する可能性もあるということが考えられると思います。

色麻町にとってのデメリットですけれども、今申し上げましたそういった事故あるいは騒音や振動に伴うその被害が出た場合に、色麻町としてはデメリットになるのかなと

いうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 八森山風力発電計画の環境アセスメント手続の中に、宮城県として技術審査会という専門家の会議を開いて、八森山風力発電計画について専門的な立場から議論をして、その結果に基づいて県知事の意見書を事業者に送るという過程があります。昨年8月に行われた技術審査会の会議録と県知事の意見書がありますので、それに基づいて話を進めます。

県知事の意見書の中から、最初の4点、1つが騒音・低周波音、2つ目が水環境、3つ目が地形、4つ目が動物について取り上げます。

まず、1つ目に指摘されているのが風力発電施設の近くに住む住民の健康や生活に関することです。想定区域近くには住居等が存在することから、風車の稼働に伴う騒音・低周波音、風車の影及び電波障害による生活環境への影響について調査・予測し、重大な影響の有無について評価した上で方法書を作成することとあります。「騒音・低周波音などの重大な影響の有無について」という表現は、そんなことがないのであればそもそも書く必要もないわけで、これが県知事の意見書の第1番目の項目に挙げられているということは、騒音・低周波音が生活に重大な影響をもたらす事例が全国各地で起きているということの裏返しだと言えると思います。

次に、2番目に挙げられているのが水環境に対する影響です。想定区域及びその周辺は、水源涵養保安林及び水道水源特定保全地域（鳴瀬川流域）、加美町水資源保全地域に指定されており、水道や農業用水の水源として重要な地域である。とあって、水環境への影響が大きい地域だということが記されています。

3番目に挙げられているのが、地形及び地質に対する影響です。想定区域及びその周辺に存在する崩壊土砂流出危険区域（溪流）及び砂防指定地、地すべり地形については、土石流が発生する可能性のある上流域も含め、事業実施による改変が周辺の土砂災害を誘発する可能性について適切に調査、予測及び評価し、十分な対策を検討すること。重大な影響を回避または十分に低減できない場合は、それらの箇所及び周辺を想定区域から除外することとあります。

崩壊土砂流出危険区域というのは溪流のことで、イワナなどが住むとてもきれいな水が流れている沢で、地形としては土砂崩れや土石流が起きやすい場所でもあります。これに関する専門家の会議録というのがありまして、その中で次のような意見が出されています。「近年、随分雨の降り方も各地で変わってきておりますので、土砂災害というところは十分意識した開発をしていただかなければいけない。土石流は突然来るので、命を失ってしまうような災害ですので、慎重にしていきたい。風車を設置する位置だけで土砂災害関係のことを考えないように。道路を造るときの切土とか盛土とかによる影響のほうが危険性が大きい」というような意見が専門家から出されています。

次に、知事の意見書に戻りまして、動物に対する影響です。まず、鳥です。希少猛禽

類であるクマタカ等の生息や渡り鳥の渡りルートが確認されているほか、コウモリ類の渡りルートも確認される。次に、熊やイノシシについて。ツキノワグマやイノシシ、ニホンザル等の動物の生息が確認されている。事業の実施により尾根部が改変されることで、生息環境が改変されるとあります。

熊やイノシシの被害は、色麻町でも年々ひどくなってきていて、去年から柵の設置が始まっているわけですが、この柵だけで全てが解決されるわけではなく、まだまだやるべきことがたくさんあります。今でさえも大変なのに、敏感な野生動物が大型風車から逃れて下のほうに下りてくるようなことがあれば、もっと大変なことになると思います。

ここまでの、知事の事業者に対する意見書です。騒音・低周波音、水源涵養保安林、崩れやすい地形・地質、熊やイノシシなどの野生動物など、様々な問題が指摘されています。

さて、町長は、先日の山田康雄議員の質問に答えて、原発は終息すべきで、それに替わるのは再生エネルギーである。日本のエネルギー政策でもあり、再生エネルギーはつくるべきだとおっしゃいました。それは私も同感です。ここで、エネルギーに関する色麻町の第5次長期総合計画の部分についてお聞きしたいのですが、新エネルギーの利用促進というのは、前の第4次計画にもあったんですが、第5次で新しく加わったことなどを簡単にポイントを伺いたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

新たに加わったことと申し上げますと、やはりその新エネルギー施設の開発に伴う記述というものが新たに加わっております。周辺環境や地域住民の生活に及ぼす影響、災害のリスクなどを十分に配慮する必要があるということ、また、その新たな開発については、国のガイドライン等に従いまして施設を適正に設置・管理することを促していく、そのような記述が加えられております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 新エネルギーの施設敷設に対する地域住民の安全と周辺環境への配慮に影響に配慮と書かれているわけです。これは、まさに地方自治体の立場として大事なことを言っていると思います。日本国民として、日本のエネルギー政策に注目し、考えることは大事である一方で、行政の使命としては、住民の生命と財産を守ることがまず第一にやらなければならないことです。日本のエネルギー政策と住民の生命・財産と、自治体はどちらに責任を持たなければならないかということ、当然住民の生命・財産を守ることです。そして、生命・財産を守ることと並行して、それと矛盾しない形のエネルギー政策を町として考えるというのが、地方自治体としての物事を進める順序ではないかと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 昨日かおとといでしたでしょうか、この風力発電の質問のときに

も言ったつもりですけれども、やっぱり町民の皆さんが迷惑をかかるといふものについては、私はそれを曲げてまでも進めるようなことは考えておりませんというふうには言っておいたとおりでありまして、やっぱり町民の皆さんを大事にしたいという思いであります。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。マイクのスイッチ。

○1番（大内直子君） つまり、日本で再生可能エネルギーを進めることが必要だから、色麻町の計画もこのまま進めていいんだと言ってしまうと、そこに町民が抜け落ちてしまうので、そういう単純な言い方はできないということなんだと思います。

この八森山風力発電計画では、3,000キロワットから4,000キロワット級の風車が15基から20基建設予定ということで、ちょっとその予定の数に幅があるんですけれども、先ほどの県の技術審査会の会議録の中で、昨日佐藤 忍議員が取り上げた部分なんですけれども、そこに参考人として出席していた事業者は、環境影響で風車が建てられない場所が出てきても、最大限発電できるように風車の数を減らすかわりに風車を大きくするという意味のことを言っています。それに対して専門家からは、「環境アセスメントの仕組みそのものを否定なさっているんですか」というような厳しいやりとりの記録があります。「事業者は発電量で投資に対する採算を考える、このことをどう思うか」という佐藤議員の質問に答えて、町長は「それに対しては何とも言えない。100%何もないというのはなくて、リスクが若干あるのが常だ。地域貢献で町にプラスになるように考えるのはどうか。バランスも考えたほうがいい。ゼロ・100はない。ただ、町民の気持ちは大事にしたい」とおっしゃっています。

今世界で、世界的に一流企業ほどCO₂削減に取り組んでいます。例えば、製造業だったら生産工程からCO₂を出さないというのはもちろんのこと、使っている部品の製造工程も含めて、全てでCO₂ゼロを目指すという動きがあります。政府で2050年までに再生エネルギー50%を目指すという目標を掲げたのも、それをしないと日本自体が取り残されるという経済界の危機感があつたようです。経済の動きはダイナミックだし、よくも悪くもパワーがあると思います。そういう時代の流れがあつて、たくさんの企業が再生エネルギーの業界にも進出しているわけです。企業が企業活動を通して地球環境問題の解決に貢献しようとしているのか、儲かるから再生エネルギーに参入したのかを、私たちは見分ける目を持たなければならないと思います。

さて、先ほどの町長のリスクがあるのは常という言葉なんですけど、例えばリスクを取るといふ言い方で会社が事業を拡大しようとするときに、安全で確実なことばかりをやっているのは発展がない、時にはリスクも取らなくてはならないという言い方はあります。でも、地方自治の中で、自治体を運営する町長の立場で、多少のリスクはやむを得ないというのは、多少の町民の犠牲はやむを得ないということにつながっていくのではないのでしょうか。長期総合計画でも掲げたSDGsにもあるように、誰一人取り残さないという言葉のほうが地方自治にはふさわしいと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 要約されますと、そういうふうに言われる可能性ももちろんあるわけですね。リスクということを書いてしまうと、そういうふうにつながれるというふうにもなりますけれども、そんなに甘く町民の皆さんを簡単に考えているというわけではなくて、ある程度、例えばさっきいろいろ項目並べられましたけれども、その中でも例えば鳥や熊やいわゆる町としては有害鳥獣関係については、例えばそこに風力発電が出て、やっぱり生態系は若干変わるかもしれませんが、その鳥獣関係というのはやっぱり食べるものがあるところに来るわけですから、仮にそこに風力発電ができなくなって、そこにとどまるわけではないと思うんですよね。食べるものがなければ、その熊でもイノシシでもそこにいられないわけですから、ですから若干のそういうリスクということはやむを得ないこともあるのではないかというような、私としてはですよ、ほかのものだったらいいですよ、地形が崩れたり水源がどうだり、そういうことはおろそかにできませんけれども、若干のそういうようなことも許容範囲の中にあんのかなという思いもございます。

ただ、この八森山の風力発電については、例えば色麻町でノーを出しても、加美町でゴーサイン出すかもしれないですよ、これはうちの町だけの地形でないですから。ですから、その辺もございますけれども、それはそれ、隣の町の考えは隣の町の考え、色麻は色麻の考えでいいんですけれども、そういうことも万が一はあり得るということも想定をしなくちゃならないかもしれません。それは、隣の加美町がどういう判断してるか、ただ分かりませんけれどもね、そういう地形上の中で、今計画されているのはそういう状態だということです。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 八森山風力発電計画の風車の高さは190メートルとなっております。事業者も先ほど言ってるように、もしかしたらば数を少なくして大きな風車を建てるかもしれない、そうすると200メートルを超えるかもしれません。200メートルってどんな高さなのかというと、東京タワーが333メートルなんですね。東京タワーの大体60%ぐらいに当たるわけです、相当高いです。それが15も20も建つと。平地に建つわけではなくて尾根の上に建つので、尾根の高さが200メートルに加わるわけです。相当圧迫感があると思います。これまでの見慣れた風景ががらっと変わると思います。

色麻町で町民アンケートをすると、いつも色麻町のいいところのトップのほうに、自然環境が豊かだというのが挙がります。これから、町外からたくさん人呼んで活性化させたい、できれば移住してもらいたいというときに、町外から来る人が色麻町に求めてくるのも、やはり色麻町民が感じるのと同じように自然環境が豊かだということだと思います。その色麻町の景色の中に、圧迫感のある巨大風車は全く似合わないと思います。色麻町の自然豊かな風景という財産を損なうものだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いろんな見方はあると思います。自然を大事にしたいという思い

は、私も何らそれは変わりはないんですけども、ただこれから、この風力関係とは別にしてですけども、自然を残すということは、そのまま手つけなければいいんだというものかどうかということもありますよね。それから、これからの世帯、これから若い人たちが中心になって世代交代というふうになっていくと思うんですけども、そういう世帯の人たちの意向、確かに自然という魅力もそれはそのとおりなんですけれども、やはりこの自然、あるいは開発をする、これは相反することですけども、開発するということは自然を壊すことになりますので、相反することになりますけれども、それはそういうある程度バランスも考えなくちゃならないんじゃないだろうかという思いもあるんですよ。ただ、今大内議員が言われているような、確かに今までそういう見慣れないものがぼっと出れば、何となく違和感があるなという思いもあると思います。それはそれだと思いますけれども、全部何もかにも手つけて駄目だということではなくて、この風力発電は別として、自然ということを抑えたときに、そういう一面も考えていく必要もあるんじゃないかという思いもございます。

ただ、この前の風力発電、山田議員のほうから質問受けたときも言ったと思いますけれども、私はあくまでもこの実施する方向でどんどんどんどん進めているわけではないんですよ。あくまでも今はニュートラルだと言っているとおりで、皆さんの意見を聞きながら、あるいは環境アセスの状況を見ながら、全てそういうことを判断の材料を見て、それからのことであって、決して誘致したわけでもないし、これをしなければならないわけでもないし、そんな簡単にゴーサイン出す気もございません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 今の自然を残すだけではなくて、開発すべきは開発するということは、その開発というのは色麻町にとっての色麻町による開発で、この風力発電計画とは関係のないことですね。例えば、空き家がこれから出てくると思うんですけども、空き家の周りの自然環境を残しながら、その家をちょっと今風のしゃれた建物にすると、そこは住んでみたいいい場所にならんと変わるとか、そういうことはたくさんあると思います。そういうことは、これからどんどんやっていくべきではないかと思います。

さて、質問通告の5番に移りたいと思います。水源涵養保安林解除の手続はどのようになっていますでしょうか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（高橋秀悦君） お答えいたします。

水源涵養保安林の解除の手続については、農林水産大臣の権限となっており、事業者が県知事へ申請し、農林水産大臣宛て進達されて審査が行われることとなっております。以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） その過程の中で、色麻町に問い合わせがあったりとか、そういう色麻町が関わる部分はあるのですか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（高橋秀悦君） 今の御質問ですけど、こちらの関係については、町では関与しておりません。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、6番の質問で、民間の事業者が町有地を使って事業を起こそうとする場合、どういう対応をしていますか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 町が保有する財産についてですね、これは地方自治法に基づきまして、その公有財産の範囲とか分類がされております。行政財産とか普通財産とかいろいろとあるんですけれども、行政財産については、その設置目的のために有効かつ効率的に利用できるよう、直接利用しているところの担当課などによってその維持管理をしているという状況にあります。それから、その行政財産は、その目的に応じて公用財産と公共用財産というふうに分かれます。その辺の説明はちょっと省略しますが、そのほか普通財産というものがあって、行政財産以外の財産ということになります。宅地、山林、雑種地といった土地、それから用途廃止をした学校の跡地とか公共施設の跡地、既に行政目的をなくしている土地とか建物、これが普通財産というようなものになります。

一般的にその事業者ばかりでなくて個人も含めまして、普通財産である町有地の貸付けということにつきましては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づいて貸付けを行うということになります。町有地を使って事業を起こそうとする場合につきましては、この申請前に事業者において事業概要とか関係する法令等について問題がないというのをまず最初に確認をします。それによりまして、町としても引き続きこの必要となる申請となるその土地が、公共用地として利用する予定がないということであれば、貸すという流れになります。最終的には、そのいろんな法令、例規、規則あるいは基準に基づいて問題がなければ貸すよというような方針となっています。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 今回、グリーンパワーインベストメント社が来庁したときに、どういう対処、対応を町ではしましたか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答えいたします。

今回、グリーンパワーインベストメント社が来たときの対応ということでございますが、それ以前にも複数の事業者が、本町に風力発電事業の概要を説明させてほしいというようなことで来庁しているところでございます。そういった中で、風力発電事業計画のほとんどの計画が、本町と加美町の町境、今の計画予定区域になりますが、そういったところに発電施設を設置したいということでの御説明であります。その際に、事業実施に当たっては、もちろん環境アセスメントの手続きは当然のことですけれども、本町と

加美町両町に趣旨を説明していただいて、理解を求めてくださいというふうにお伝えしているところでございます。

また、この事業計画の計画地が、そのほとんどが保安林指定を受けているところであり、また、県のゾーニングマップ上では配慮・調整エリアあるいは保護優先・地形障害エリアというところに該当している、あるいは隣接しているという状況をお知らせしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 配慮・調整エリアと保護優先・地形障害エリアについて説明をお願いします。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答えいたします。

まず、県のゾーニングマップの配慮・調整エリアですけれども、立地に当たって関係法令や社会的な配慮・調整が必要なエリアと規定されておるところでございます。

また、保護優先あるいは地形障害エリアにつきましては、関係法令や地形的要因の制約が強く、保護を優先すべきまたは立地困難なエリアというふうに規定されているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） その保護優先・地形障害エリアに予定地が重なっている場合、ど
ういう判断になるのでしょうか。そこに造ることはできるのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） このエリアに計画エリアが該当している場合の判断なんです
が、こちらにつきましてはあくまでも、先ほど議員のほうから御質問の中にもあり
ましたが、環境評価の技術審査会あるいは県のほうで判断されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） そうすると、最終的な判断は県でなされるということではないん
でしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） この部分だけでの判断というふうにはならないかと思
いますが、基本的には総合的にその、これまで御説明もありましたが、環境アセス等に
照らし合わせながらの総合的な判断になるかと思われま。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） これまで風力発電に関する業者が何件か来たという、来庁したと
いうことなんです、その中でグリーンパワー社が事業を進めることになったというの

は、その理由をもしお聞きすることができるのであれば。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答えいたします。

今回、そのグリーンパワーインベストメント社が、環境アセス法にのっとって今現在事業を進めているというところですが、これまでその複数の社が来ておりますが、いずれも事業を断念したというところでありますが、実際にこの事業を進める理由というのはちょっと、進める判断をされた内容というのはこちらではちょっと把握しておりませんので、把握していないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、8番目の事業者の進め方に問題があると認めた場合は、町として事業者に意見しますかという質問にお答えいただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答えいたします。

環境アセスメント上の問題があった場合につきましては、宮城県あるいは関係します加美町等に状況等を確認しながら、相談しながら可能な範囲で本町から改善あるいは要望をしてまいりたいというふうに考えております。まだ、これまでですね、本町から事業者に対しましては、初めてのこの風力発電建設計画でございます。そのため、町民の方にできるだけ内容を広く周知できるよう、あるいは理解できるように努めていただくよう要望をしてまいったところでございます。先日、方法書説明会につきましては中止となったところですが、可能な範囲でその資料の提供、そういったものも要望してきたところでございます。今後のその現地調査実施につきましても、さらなる十分な調査地点、観測地点などを設置するよう適切な調査を行い、住民の方の理解を得やすいように、分かりやすく周知していただくよう要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 1番大内直子議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○1番（大内直子君） はい。

○議長（中山 哲君） それでは休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分まで休憩します。

午前11時54分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。1番大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、先ほどに引き続き質問を行います。

国の機関である再生可能エネルギー推進室というところが、2017年7月14日に発行した文書があるんですけども、再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所についてという文書があります。その中で、再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る使用権限という項目の中で、発電設備を設置する場合、こういう書類が必要ですよという項目があるんですね。この必要書類というのは、今回の風力発電の場合、アセスメントの過程で、どの段階で必要なのか教えてください。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答えいたします。

大変申し訳ありませんが、調べた上で後ほど回答させていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） この中で発電設備を設置する場合は、土地の登記簿謄本とか売買契約書の写し、賃貸契約書の写しなどが必要であるということが載ってまして、ただし、地権者が地方公共団体等公共機関の場合は、契約書に代替する書類でも可、具体的な書類についてはあらかじめ地方経済産業局に相談すること。なお、契約書に代替する書類ではなく、協議を開始している旨を証する書類の場合は一旦認定とし、認定の日の翌日から180日、環境アセスメントが必要な風力・地熱発電の案件については3年が経過した日を期限として、（3）の記載と同様の対応を行うことというふうにあります。これでは、これを読むと、地権者が地方公共団体等公共機関の場合、色麻町の場合は色麻町が地権者になっている部分があるわけなんですけれども、協議を開始している旨を証する書類というのは作成しているんでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答えいたします。

今回の方法書作成に当たりまして、その事前準備という形でですけども、事業者のほうから協議がございまして、賃貸証明こちらを12月中旬ぐらいですか、町とその事業者の間で協議した上で賃貸証明というものを発行しております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 賃貸証明を発行したということは、これから賃貸契約を結びますという、そういうことなんですか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答えいたします。

賃貸を必ず結ぶということではなくて、一応その環境アセスメント手続を進める上で必要な書類ということで、必ずこれを発行したからといって賃貸契約を結ぶという意味ではございません。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、先ほどから町長がおっしゃっていたように、これに関して町の立場は進めるものでも、積極的に進めるということではなく、ニュートラルな立場であるということだと思います、はい。

それでは、環境アセスメントの方法書の縦覧が2月15日に終わりました。そして、3月1日が住民の意見書の提出期限でありました。住民が意見書を書くためには、その内容をよく知らなければなりません。環境アセスメントの法律で、住民説明会を義務づけているというのはそのためなわけです。その説明会が今回中止になりました。住民は、疑問点を誰に聞けばいいのでしょうか。町ではこれから意見書を出します。意見書を書くには方法書を熟知していることが必要です。説明会の中止によって、事業者への質問を封じられた住民に代わって、方法書を熟知している町に質問したいと思います。

3点まとめて質問します。まず、1点目は騒音と風車の影、シャドーフリッカーについて。これは、環境アセスメントの中で当然計算、予測すべきことなんですけれども、予測計算結果は出ているのでしょうか。まだでしたら、いつ頃結果が分かるのか。これは、健康に影響する重大なことです。町としても、町民としてもできるだけ早く知らなければならぬことです。

2点目として、景観についてです。去年の8月21日の宮城県環境影響評価技術審査会において、ヒラノ会長より事業者に対して、「可視領域図の眺望点は、普段の生活、暮らしている場所の視点場を必ず網羅的に入れてください。少し大きめの集落は必ず入れてください。方法書の段階までには」という指摘がありました。色麻町の眺望点は何か所選定されて、場所はどこでしょうか。

3点目です。八森山風力発電計画は、事業実施想定区域が473ヘクタールとなっていますが、このうち保安林に指定されている面積は幾らか。それから、樹木の伐採に係る面積はどれくらいか。473ヘクタールのうち、砂防指定地、崩壊土砂流出危険区域のそれぞれの面積はどれくらいか。砂防指定地、崩壊土砂流出危険区域のそれぞれに建設される風車の数はどうなっているか。これらの数値がまだ分からないのであれば、分かるのはいつでしょうか。御回答をお願いします。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答えいたします。

まず、第1点目の騒音とその風車の影についての影響はどうかということの御質問ですけれども、こちらにつきましても、実際の調査がこれから始まるという状況で、正式といいますか、具体的にそうなるであろうという数値については、まだこちらで把握できていないという状況です。

続きまして、景観についてですが、景観につきましても大変申し訳ありません。平沢のかっぱのゆ、それと町役場、そのほか遠いところになりますが、農業伝習館が眺望点だったと記憶しております。大変申し訳ありませんが、正式な場所についてはちょっと把握していませんでした。ただ、先ほど議員のほうから御質問の中にもありましたが、

環境影響技術審査会で指摘があった集落、ちょっと大きめの集落についても、眺望点であったり観測点を増やすようにという、その委員長からの指摘があったかと思いますが、その部分については方法書の中で確認がちょっと難しい状況でございました。

続きまして、保安林ですけれども、こちらまだあくまでも計画区域内という大枠で示されている面積であり、具体的なその保安林の面積、該当している面積というのは示されていないという状況でございます。また、その砂防指定地域周辺にその風車を何基建てるのかということにつきましても、これから調査の上、その場所の選定が行われるものと考えておりますので、はっきりこちらとしては、まだ何基建てられるというのはいりません。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 今の集落、少し大きめの集落は必ず入れてくださいということに対して、新たに追加したところがなかったということでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答えいたします。

私も方法書のほう縦覧いたしました。具体的にその抽出してこの場所というのは、ちょっと見つけることができなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 非常に大事なことがたくさんあるんですが、まだまだ分からないことがたくさんあり、事業者には直接聞けば分かるということもたくさんあると思います。非常にやはり説明会がとても大事だと思います。

町長にお願いがあるんですけれども、事業者には説明会を促していただきたいんです。旧鳴子町の六角牧場風力発電では、1月16日に鳴子公民館において説明会を開いています。旧宮崎町の宮城西部風力発電では、2月10日と17日の二度に分けて宮崎公民館において、14日には旭公民館において説明会を開いています。いずれも十分な感染対策を取った上でなされており、その後、感染者があったとは聞いていません。ところが、色麻町では予定のあった2月4日が中止となり、その後説明会の話は全くありません。グリーンパワーインベストメント社は、できることをしていない事業者だと言えらると思います。仮に風力発電が二酸化炭素の削減を通して社会貢献をして、環境影響、社会影響についても適切な対処ができる事業であるならば、色麻町民に対して丁寧な説明をして、合意を得た上で進めるべきではないでしょうか。事業者の事業に取り組む姿勢が問われています。事業の内容がよく分からない、町も町民もよく分からない状態なのに、事業は事業者のペースでどんどん進められている、これは異常なことではありませんか。もし、町がこれを容認するならば、町は事業者の側に立っていると判断せざるを得ません。

環境アセス法に義務づけられた説明会は、方法書の縦覧期間中でしたが、それとは別に、町の必要としてぜひ対面での説明会を促してほしいと思います。事業計画地の79%

は色麻町内の土地です。33%は色麻町名義の土地です。強制してもいいことだと考えます。そして、もし新型コロナウイルス感染を理由に説明会を開かないのであれば、説明会ができるまで、この風力発電事業をストップさせるべきだと思います。町民の側に立っている町長としてのよい回答をお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 事業が進んでいるかどうかについては、ちょっと私も分かりません。ただ、こちらのほうで、町のほうから要請してやれば、多分事業者のほうでは大いにそのことについては賛意を示してくれると思います。こういう状況ですので、思うにですけれどもね、思うに、事業者のほうでも遠慮しているのではないかというふうに私はいいように受け止めているんですけれども、ですから、町のほうで説明会を要請すれば、事業者のほうでは多分応じられるというふうに思います。あとは、町のほうでどの程度の人たちの場所で、どのぐらいの人たちを集めることができるかと、密にならないようにという配慮をすれば、何ら問題はないというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 宮城県知事からの事業者への意見書の文書の中に、次のような記述があります。「立地する加美町や色麻町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること」という知事の意見書が、意見書の一番最初のほうに載っています。このように、知事からの後押しもあります。ぜひ説明会を業者に開くよう要請してください。じゃあ、もう一度。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 知事のそのコメントについては、地元の人たちの判断が大事だということの裏づけだと思います。そういうことも含めて、説明会については要請をすることについてはやぶさかではありません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員にお尋ねします、確認します。先ほど質問した回答は必要ですか。（「お願いします」の声あり）そしてまた、必要な場合にね、一般質問終了後でもよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）よろしいですか、はい、分かりました。はい、どうぞ。

○1番（大内直子君） それでは、3番目の第5次長期総合計画についての質問に入ります。

第5次長期総合計画の案を見せていただきまして、びっくりしました。何というか、非常に頭に入ってくる文章、何というか、こういうことをやりたいというのがイメージできる文章で、自分たちの手で作るというのはこういうことなんだなということをとでも感じました。もう使える計画になってるんじゃないかなと思います。それをつくった、文章を書いた職員の方々とか、そのまとめた職員の担当の方には敬意を表したいと思います。

その中で、上水道の民営化ということが項目があったんですけれども、上水道の民営化を検討する理由は何でしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内直子議員の3つ目になるんでしょうか、質問にお答えしたいと思います。

この上水道の民営化、これは県で進めているやつかと思えますけれども、県のほうではこの上下水道事業について、宮城型管理運営方式、いわゆる令和4年4月からの事業開始に向けて取り組んでおります。この事業は、水道用水の供給事業あるいは工業用の水道事業、流域下水道事業の3事業について、運転管理あるいは薬品、機材の調達、設備機器の選定、更新を民間に委ね、コスト削減を実現しようとするものでございます。事業の総合的管理、管路の維持、建物の改修工事は今までどおり県が行うということになっております。

ただ、本町の場合は広域水道に加入しているわけでございませぬので、この県のほうで進めている事業については該当はしておりませぬ。市町村が単独でやっているというのは、県内で本町も含めたしか6つ、6市町村があったと思えますが、この6市町村は該当にならないというふうに思えます。

ただ、今後本町でも人口が減少するということになってきますれば、上水道の収入も下水道の収入も全て落ちていきますので、そのことに対する対応を考えなくちゃなりませんし、本町独自でそういう業者に対する委託、民間に対する委託ということが果たして可能かどうか、そしてそういうことがこの水道事業の運営にプラスになるかどうか、そういうことも参考にしなくちゃならないときはあるかもしれませんが、今県で進めているこの事業については該当はしておりませぬ。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 色麻町の水はおいしいです。私の娘が仙台で暮らしていたときに、帰ってくるたびに飲みかけの小さいペットボトルの水を持ってきていたんです。水を飲むのに100円もかけて、随分無駄遣いをしているもんだと思っていました。毎日飲めば1か月で3,000円、1年で3万円以上になります。そのときは、流行に乗っているとしか思わなかったんですが、後で水がおいしくないんだということが分かりました。

私も色麻町に住んで長い時間がたっているので、蛇口をひねればおいしい水が出てくることに、そういうことがすっかり当たり前になっています。ところが、先日実家に帰って2泊したときに、水のまずさにびっくりしました。水がまずいのでお茶もまずいし、コーヒーもまずい。水が飲みたいんだけど飲みたくないという、非常に苦しい状態を味わいました。その後、色麻に帰ってきて、おいしい水が蛇口をひねったら出てくるというのは何て幸せなんだろうということを実感しました。

その後、長期総合計画の中で民営化という文字を見つけたのでびっくりしたわけですが、とにかく水は色麻町にとって宝だと思えます。もし、私が色麻の財産目録をつくるとしたらば、一番最初に水を挙げます、それくらい価値のあるものだと思っています。そして、町外から人を呼ぼうとするとき、町外の人ほど水のおいしさを感じると思えます。色麻をアピールする大切なポイントにもなると思えます。おいしい水は、ぜひ色麻

町の手で守っていただきたいと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 本町では、地下水をくみ上げて供給しておるわけですね。普通は大体は川の水を水道に利用していると、ほとんどがですね。そういうことで、これまでやっぱり先人の皆さんが、色麻町で単独で努力したり苦勞したりしてきて、この水を供給してきたということに、まずもって感謝をしなくちゃならないかもしれません。

ただ、このいろんな企業を誘致する場合に、工業用の水ということになったときに、果たして多くの水を使う企業が来たときに対応できるかどうかという不安もないわけではないんですね。ただ、飲料水として使う分については十分ではあります。

いつか皆さんにも紹介したことあったかもしれませんが、やっぱり今大内議員が言われたように、東京に住まれている方、こちらから米を送ってもらって向こうで炊いて食べているんですけども、帰ってきたときに同じ米なわけですよ、色麻から送って食べているわけですからね、色麻に帰ってきて同じ米を食べるんですけども、向こうで食べているよりも全然違うというふうなことを言ったそうです。それはやっぱりこの水なんです。今回、企業が誘致できたというその最大の理由も、多分水が評価されたと思うんです。そういうことで、町民の皆さんに安全な水をこれからも供給していくということに努力をしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） ぜひ、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わりにします。

○議長（中山 哲君） 以上で、1番大内直子議員の一般質問が終わりました。

次に、12番福田 弘議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。福田 弘議員。

〔12番 福田 弘君 登壇〕

○12番（福田 弘君） それでは、議長のほうから一般質問のお許しを得ましたので、これから一般質問を始めさせていただきます。

冒頭に、私の通告が間口が広がったものですから、町長はじめ執行部全員そろい踏みで私に対応していただくことを、まず初めに感謝申し上げます。

それでは、第1問目ですけれども、放射能汚染牧草処理についてということで質問をさせていただきたいと思えます。

東北各地に甚大な被害をもたらしました東日本大震災から、明日11日で10年になるうとしております。東日本大震災では、東京電力福島第一原子力発電所が水素爆発を起こし、広範囲にわたり放射性物質が拡散され、福島県内ではいまなおふるさとに帰還できない方々が3万5,000人を超えと言われております。

当時、本町では東北電力第一原子力発電所周辺の市町村や福島、宮城、岩手の沿岸部のような被害は被りませんでしたけれども、放射能に汚染されました牧草がまだ約780トン発生し、105トンほど令和元年度で処理されましたけれども、いまだ600トン以上残

っているというのが現状でございます。

そうした中で、令和2年定例会3月会議での町長の施政方針では、令和2年度においても農地へのすき込み処理を行うべく、現在すき込み処理可能な農地について検討しているところであり、計画が固まりましたら関係予算を計上して処理を進めてまいりますというふうに述べられておりました。本定例会での施政方針では、今なお保管していただいている畜産農家の負担軽減のため、農地へのすき込み処理を進めてまいりますということで、検討の文字がなくなっております。この表現からすると、令和2年度中にすき込み処理について検討を重ねてこられ、令和3年度には再度すき込み処理に取りかかるものかというふうに捉えられましたので、計画しているスケジュールやすき込み予定地などについて順にお伺いをしていきたいと思っております。

まず、第1点ですけれども、計画しているスケジュールということで質問をさせていただきます。令和2年度中に内部で検討し、関係者と協議して、すき込み処理する予定地がある程度決定しつつあるのであれば、その辺のスケジュール的なものをまずお伺いしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 福田 弘議員の汚染牧草関係についての質問にお答えをしたと思っております。

今質問にもありましたとおり、既に原発の事故以来10年目に入りました、間もなく満10年ということになりました。今なお本町でも、個人個人でそのときの汚染された牧草を保管していただいていると、その方々に対しては、大変本当に申し訳ないというふうに思っております。ですから、何とか一日でも早く処理しなくちゃならないという思いで今もおります。

その処理するには、これまでもですけれども、国の指導に基づいて、400ベクレル以下については、これはすき込みをしたいというふうに思っております。それで、処理計画のスケジュールということにお伺いですが、まだ今のところは検討中ですので、スケジュールは実はまだありません。早急にこれをつくりながら、令和3年度に、全部にはなりませんけれども、進めていきたいというふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今町長の答弁をお聞きしますと、具体的なスケジュールあるいはその場所などについても明言できる時点ではないけれども、令和3年度中には何らかの形ですき込み処理を開始できるように進めていくというふうに理解してよろしいわけですね。はい、分かりました。

そうした中で、このすき込み処理については、当初所有地であります一の沢放牧場についてもすき込み予定地ということで計画なさっておったようですけれども、その一の沢の放牧場の関係者などとは、そのことについて令和2年度中に協議あるいは御相談なされたものかどうかお伺いしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 実は、今計画検討中ということをお願いしたとおり、一の沢放牧場を使う、使わないについても、まだ決定しているわけではございません。使わないという選択肢もございますので、そのところはですから関係者に相談もしていません。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 一の沢放牧場については、まだ関係者のほうにも相談もしていないということですね、はい、分かりました。

そのほかに、大崎管内では既に大崎市、美里、涌谷、これについては大崎広域行政事務組合の焼却施設を使って既に焼却が、わずかずつではありますけれども始まっております。こういう状況において、本町、加美町、二つの町ですけれども、焼却処理は行わないですき込みというふうな選択をしたわけですけれども、その選択についてはまだ変わってない、焼却は行わないという方針だということによろしいわけですね。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは、大崎管内の五つの大崎市、涌谷、美里、加美、色麻で、400ベクレル以上のやつは基本的には焼却ということで、400ベクレル以下をすき込みということでスタートしたんですよ。ですから、それぞれの町、市、400ベクレル以下については大なり小なりすき込みを始めているというふうに理解してもらって結構だと思うんです。加美町はまだしてないかもしれませんが、400ベクレル以上のやつを今焼却のほうに回しているということです。そして、美里とそれから大崎と涌谷と、このところのいわゆる焼却場の近いところを今やっているわけですけれども、この三つの区域の中で今計画されているのは、焼却の年数に7年かかると言っているわけですよ。私は、じゃあ7年後色麻だよって言ってますけれども、やっぱりこの7年待たせるというのは、何となく私としても心苦しいんですね。ですので、本町の場合はほとんど400ベクレル以下ですので、まずさっき言ったように、これは400ベクレル以下はお互いにすき込んでいくということですが、それから相当この高いやつ、濃度の高いやつは別として、400を超えてある一定ぐらいまでの間は、これも下がっていきそうなんですよ、実は。新たに測ってみますと、当初よりは下がっていきそうなんですよ。それで、まあ再確認はしますけれども、もしそういうのであれば、それもすき込みに回せる。あるいは、その堆肥化をして、それを濃度を下げるということで、何とかこれを早い時期に処理したいという思いで現在のところおります。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 分かりました。

あと、それから、このすき込み処理が遅れていくという中で懸念されるのが、前にもどなたかの御質問なされた経過があると思いますけれども、フレコンパックなんですけれども、結構劣化が進んできていると思います。そのフレコンパックについても詰め替えを検討するというようなお話があったようなんですけれども、そのフレコンパックの詰め替えについては検討されているものかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君）　うちの町ではしてなくて、何とかとにかくさっき言ったように、早い時期に処理をするという方向で進めているつもりです。

○議長（中山　哲君）　福田　弘議員。

○12番（福田　弘君）　そうしますと、フレコンパックの詰め替えについても、まだ検討もしてないという状況だということですね。ただ、このすき込みもいつ完了するか分からないという状況だと思いますんで、極力劣化したやつについては散見されてきてますんで、農家の方々と御相談して、詰め替えなどを行っていただければなというふうには思いますので、その辺について現地を調査なりなんなりしていただければなというふうに思います。

次に、堆肥化施設、堆肥舎の整備検討ということで通告をしております。この堆肥舎についても、過去に小栗山地区のほうに予定し、進めるという計画だったんですけども、やはり汚染牧草ということで、地区の方々からなかなか御理解が得られず、これも先延ばしになってきておりますけれども、その堆肥舎施設の整備については今検討なされているものか、あるいはもう中断したものか、もうこれはやめるという意思なのか、その辺三つしかないと思いますけれども、そのどちらを選択しようとしているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（中山　哲君）　町長。

○町長（早坂利悦君）　堆肥化にするのは、要するに今言った、今申し上げましたけれども、400ベクレル以上の濃度の高いやつを堆肥、いわゆるまともな堆肥と一緒にして濃度を下げるというための堆肥化ですね。400ベクレルを超えて相当濃度の高い、何千というやつは別ですよ、色麻の場合は指定廃棄物といわれる8,000ベクレル以上はないということなんですけれども、それに近いものは別として、400以上、それから二、三千くらいまでと言っていいでしょうか、それぐらいのやつがほとんどなんです。ですから、それを堆肥化にするという考えなんです。それは検討中です。さっき言ったように、もし再検定をして下がれば、それは何も堆肥化する必要はないんで、どの程度あるかということを見極めながら検討中です。

○議長（中山　哲君）　福田　弘議員。

○12番（福田　弘君）　この汚染牧草の処理のすき込み等々の計画の際、全員協議会で示された資料を見ますと、400ベクレル以上で8,000ベクレル以下、124トンほどという御説明がありました。10年経過して、やはり量的には減ってきていると思いますけれども、そういう汚染牧草もまだ町内の畜産農家の方々が保管しているという現実を捉えて、やはりこのそれらの処理、400ベクレル以下だけじゃなくて、併せて早急に処理を進めていただければなというふうに考えます。それらを併せて400ベクレル以下、400ベクレルから8,000ベクレルまでのやつ、総体的に早急に進めると、早急といいますか、前向きに進めるというこの意思を、この議会を通じて町民の方々にお示ししていただければと思いますけれども、よろしく町長のほうから御答弁をお願いいたします。

○議長（中山　哲君）　町長。

○町長（早坂利悦君） 私自身としては、自分の任期中に何とか処理をしたいという思いで進めております。さっき言ったように、濃度のただ高いやつは残るかもしれませんが、多分幾らもないんですよ、400ベクレル以上が120何トンと今言っていたとおりの、そのうちのさらに何割かなんですよ、3割、そんなもんですから、それは残るかもしれませんが、何とか自分の任期中に処理をしたいなという思いで進めて、進んでいきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは、1問目についてはこれで終わらせていただきます。2問目に入ってよろしいですか。（「よろしいです」の声あり）

それでは、続いて2点目の行政改革についてということで通告をさせていただいております。多くの執行部の方々がいる前で、なかなかこう質問もしづらくなってきたんですけれども、残っている時間内で質問を行っていきたくと思っております。

この行政改革につきましては、人口減少等による地方交付税や町税収入の減少、さらには少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増加など、本町を取り巻く様々な社会経済情勢の変化に対応して、今後も厳しい財政運営が予想される中で効率的な町政運営を進めていくためには、行政改革を推進していくことが重要であるということから、平成31年3月に行政改革の基本方針を取りまとめた色麻町行政改革大綱が策定されております。

また、色麻町行政改革大綱で定めました4つの基本戦略について、確実な遂行を推進するための具体的な取組について、色麻町行政改革実施計画が示されております。行政改革大綱及び行政改革実施計画ともに、計画期間は令和元年度から令和5年度までの5か年間でありまして、間もなく2か年が経過しようとしておりますので、この行政改革の達成状況あるいは実施計画の一部見直しなどがあれば、それらについても通告順に従ってお伺いをしていきたくと思っております。

それで、①から④まで掲げさせていただいておりますけれども、今日の行政改革大綱そして実施計画に定めた項目が数多くありまして、またその実施年度も5か年間にまたがっているということで、またこの1から4、質問が行ったり来たりすることもあるかと思っておりますけれども、その辺についてはよろしくお取り計らいをお願いをしたいと思います。

それで、まず関係者などへの説明ということで通告をさせていただいております。行政改革については、行政のみならず町内の各種団体をはじめ町民皆様の理解と協力がなければ成し遂げられないものだと思います。行政改革実施計画には、83項目にわたる実施項目が詳細に示されております。これまで関係団体あるいは関係者などと説明あるいは協議が一部なされてきたと思っておりますけれども、そういう説明とか、あるいはその説明に対する関係団体あるいは住民の方々の反応というのはどういったものがあつたか、一例で結構で、一例って一つの例じゃなくて何例かですね、示していただければなというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 福田 弘議員の2つ目の質問、行政改革についてということに回答を申し上げたいと思います。

関係者等への説明ということですので、関係者へ説明を申しあげましたのは、選挙における投票所の問題についてでございます。小規模投票区の統合などになるかと思われるかもしれませんが、この件に関しては、選挙管理委員会において統合案を提示して検討をいただきながら、関係する行政区長に方向性を説明をし、行政区に持ち帰り意見の集約をお願いしたところでございます。現在の行政区長さんからは前向きな意見をいただいておりますが、行政区長さんも今回替わるというところもありますので、さらに御意見を集約して具現化をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 投票区の統廃合ということで、今9か所の投票所がありますけれども、小規模な投票所については、関係する行政区長さん等に説明し、前向きな回答だったというふうに回答されました。これについては、私も現職時代、何度か行政区長のほうに説明をした経緯があります。説明すると同時に反対の意見が寄せられまして、選挙管理委員会と相談して、やはりこれはちょっとまだ時期尚早かなということで先延ばしした経緯があります。いずれにしても、投票率の低下あるいは高齢者の方の足の確保とか、いろいろな問題があると思いますので、それらについてはやはり統合することであれば、十二分な説明などをして、やはり投票率下がったとかなんとかと言われることのないようお願いをしておきたいと思います。

あと、この83項目の中で、令和3年度から実施するという項目の中で、町政懇談会の実施方法などについても見直ししたいような表現で掲載されております。その町政懇談会、順調であれば2年に1回あるわけですがけれども、コロナウイルス感染症などの関係もありますけれども、その町政懇談会の実施、どういう形でこう見直しをしたいというふうに町長考えていらっしゃるものかどうかお伺いをしたいと思います。

それから、公共施設の指定管理ということで、これについては5か年間の検討期間を要するというので、実施年度は明示はされておられません。公共施設の指定管理ということになると、残っているのは本当に指で数えるくらいしかないのかなというふうに考えますけれども、今後指定管理に向けて検討する公共施設ということになると、どういう施設を想定してこの公共施設の指定管理ということを設けたものか。

あと、もう2点ほどちょっとお伺いしておきたいと思います。これも道路維持補修の民間委託ということで、これも5か年間の検討を要するというので、5か年間検討するというようになっておりますけれども、いずれ道路維持補修の民間委託なども念頭にあるのかなというふうに考えます。そうした中で、どういう方向づけでこう持っていくのかなというふうなちょっと疑問もございましたので、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、敬老会の開催方法については、これは令和3年度から見直しした中で実施

するという事になっておるようですけれども、敬老会ということになると、町と社会福祉協議会との共催ということになっております。その敬老会、どのような形で今後持っていきたいのか。一部の、一部というか、多くの自治体では、この敬老会そのものを各行政区のほうにお願いしているという自治体も結構あるようでございますので、それらを含めて検討なされているものかどうかお伺いをしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 町長。町長、マイク、スイッチ。

○町長（早坂利悦君） 質問大分ありましたけれども、町政懇談会については、今のところ検討している、そのことについては担当課から答弁させます。

それから、指定管理、公共施設の指定管理で、これはどういう形にできるかなということで、考えにあるのは愛宕山関係の管理かなというふうになりますけれども、ただ、単純に指定管理をお願いできる状況には、まだちょっと条件が整っていないかもしれませんので、これは検討中ということになろうかと思っております。

それから、道路補修・見直し関係、それから敬老会の今後の仕方、敬老会は77歳以上を招待して、該当する方々1,000人ちょっと超えるんですけれども、実際に町の主催に来てくれる方々は大体300人ぐらいでしょうか、それぐらいです。ですので、そのことについても、それぞれの行政区単位でということも視野に入れながら検討ということになろうかと思っております。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） それでは、町政懇談会の開催の検討の状況について御説明を申し上げます。

町政懇談会につきましては、隔年で開催をさせていただいております、これまでの町の取組の一つでもございましたその開かれた町政あるいはそのまちづくりへの町民参画の拡大といったようなもの、それを推進していくということで、直接町長あるいは執行部が各地区に出向かせていただきまして、町政の概要の御説明を申し上げたり、また、地区の、地区民の方々から直接御意見をいただくと、そのような会でもございました。

ただ、今現在やはりその高齢化あるいはその住民の減少といったような状況もございます。その町政懇談会のその参加者の固定化でありますとか、いわゆるその高齢化、なかなかその御参加いただけない、そういったような中で、これまでの町政懇談会の開催も、例えば何か町から御説明の必要があるという場合には、こちらからもうお伺いしますというような形で懇談会を開催させていただく、あとは、その懇談会の内容につきましては、各地区からの要望ということのその内容が主になる町政懇談会もございました。その場合は、特段当地区からはございませんといったような御回答があった地区にはお伺いをしなかったと、このような実績もございます。

そのような状況の中、昨年からいわゆるそのコロナ禍ということもございましたので、ちょうど令和3年度がその町政懇談会開催の年に当たろうかと思っております。その開催方法あるいは実施時期について、今現在課内で検討し、令和3年で実施予定ということでの実施計画の内容でもございました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 町政懇談会については、令和3年度実施時期ということであります。そうした中で、現在コロナ禍の中で、やはり人との接触、制限されるということもあろうかと思えますけれども、逆にこれまでコロナ禍の中で、町長あるいは執行部の方々と町民の方々、こういう情報交換なり、あるいはニーズを把握するという事で、ちょっと今までと違ったケースで遅れがちになってきているということも懸念されますので、令和3年度はぜひ町政懇談会、いろんな手法を考えて、より多くの町民ニーズの把握に努められればなというふうに考えられますので、その辺については精査して実施に向けていただければと思います。

あと、公共施設の指定管理、今考えられるのは愛宕山ということで、具体的に愛宕山というと農業伝習館あるいはサッカー場と、あの辺の一带ということになろうかと思えますけれども、これについても検討中と、これは行政改革の実施計画の中でも5年間検討ということですのでけれども、その辺についてはやはり早めに検討結果を出して、その行政改革に向けて進んでいただければと思います。今検討中という項目、結構ございましたけれども、その辺の進める、行政改革を進める町長の意気込みを再度お伺いをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 内容によっては、なかなかやっぱり簡単でない、やらなくちゃならないという思いはあっても、若干の時間を要するものというのは結構残っております。そういうこともありますけれども、やはり何としても人口が減って財政的にも細くなるということ踏まえれば、何としてもやらなくちゃならないという思いを強く持ちながら進ませていただきます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 分かりました。

それでは、次に②ですけれども、実施できた項目ということで通告をさせていただいております。この行政改革実施計画と、令和元年度達成状況評価後というものがありますけれども、令和2年度から実施する項目が25項目ほど示されております。計画どおり全て実施できたものかどうかお伺いいたします。

また、この実施できた項目の中で、町長、執行部として斬新的な改革がなされたというふうに思って誇れるものといえますか、そういうものがあれば、ぜひ併せてお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋康起君） お答えいたします。

私のほうでまとめたのは、一応令和2年度まで実施年度としている項目について、ちょっと絞ってまとめていましたが、完全実施には至っていないものもありますが、住民サービスの向上につながるような役場庁舎内に分かりやすい案内表示の設置とか、あと

は役場庁舎におけるW i - F i の開設、あとはマイナンバーカードの取得推進を図るという観点から、マイナンバーカード交付申請サポートシステムの導入など、ハード面の対応は既に実施しているというような部分もあります。その辺はすぐに取りかかれるものから進めているというような状況です。

しかし、例えばR P A化といたしまして、ロボテック・プロセス・オートメーションというようですが、人工知能などを活用した業務の自動化のようなソフト面を含んだものは、日々技術が進んでいることもありまして、技術的にどのようなことができるのか、または本庁内の各課で行われている業務をどのように落とし込んでいくことができるのかを分析して、その効果が期待できるものから順に導入するなど、段階を踏んで進めていく必要があります。そういった意味で、R P A化については、今年度行政改革推進本部会議で研修会を実施したところであり、来年度以降の導入に向けてさらなる検討を行いつつ進めていければなというふうなところであります。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 住民サービス向けの行政改革といたしますか、完全実施には至っていないけれども、庁舎内の掲示板あるいはW i - F i の整備等々、今何項目か挙げられましたけれども、それらについては計画どおり進められているというふうに考えればいいのかというふうに思います。

そうした中で、職員提案制度を創設し、職員の創意や知識が生かされた提案を施策や事業に反映することで職場の活性化を図ると、また、事務改善を推進し、時代に即した事務の合理化及び経費の節減を図るという項目がございますけれども、職員の提案制度、どのような形で構築して、その職員の提案があって、既にこの行政改革に向けて取り組んだ事業というのがあれば、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 福田議員にお答えをいたします。

職員による政策等の提案制度、それに向けた取組ということでございますが、これについては、実は毎年職員からその1年間自分が関わっている仕事についての自己評価という、そういった報告書を毎年私と町長宛てに職員一人一人から出していただいております。その中で、業務改善に向けた取組案あるいは政策に向けた取組、そういったものについても要望事項というか、提案という形で出していただいております。

そういった中で、職員によるその提案制度という案も職員のほうから出てまいりましたので、今回の行革の中で、やはりその若い職員を含めた職員がこういった政策をやたらどうだろうかといったような、そういった意見もありまして、そういった職員の提案制度を設けるべく、今例規のほうも既にほぼ完了して、4月から具体的にそういった提案制度を改めて職員に周知を図るべく、対応を講じているところであります。

そういった中で、実は今回の一般質問の中でも出ておりますけれども、まちおこし協力隊の関係についても、若い職員から、ぜひ色麻町でもこういった事業を取り組みたい

といったような提案がございました。そういった若い職員の意気込みを町長も酌んで、じゃあどういった、そういった協力隊の業務、町でどういったことに関わるかといったようなことも提案を受けて、今回の当初予算の中でも盛り込ませていただいたということで、そんなに数多くはないんですが、そういった職員からの提案制度についても、やはりモチベーションを、職員のそれぞれのモチベーションを上げていくためにも、ぜひ必要な取組だなということで考えております。

そしてまた、先ほど言った職員から年1回の自分の仕事の評価に対する報告の中でも提案等がありましたが、それらについても行革本部で一つ一つ、主なものですけれども取り上げて、この部分についてはじゃあ行革の中でさらに検討していこうと、そういったものも先般の本部会議で検討をしているといったようなところで、職員自らそういった町の政策等に自分たちでもっと関わりたいという、そういった意気込みを町長のほうで酌み取って、その提案制度を創設を4月からスタートをさせるべく、今準備をしているというところであります。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今副町長のほうから、若い方々のこう斬新な意見といいますか、そういうのを積極的に取り上げて行政改革そして町政運営に結びつけたいという意気込みが述べられました。やはりこう若い方々、今結構色麻町役場、若い方が大変多くなってきておりますんで、その辺の新しい風といいますか、その辺を行政改革、そして町政運営のほうに結びつけていっていただければと思います。

あと、それからもう1点ですけれども、単なる事務事業の執行状況ではなく、事務事業を遂行したことにより、どんな成果が出たか（出るか）を重視し、成果が低い事業は廃止・縮減するなどスクラップ・アンド・ビルドを徹底するという項目がございます。これについても、令和3年度から実施する計画ということで計画の中にあります。令和3年度、これから当初予算審議しますけれども、具体的に令和3年度に今までやってきた事業で廃止・縮減する事業というのはあるものかどうか、その辺についてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 事業の取捨選択といいますか、そういった部分での実施計画のほうにも載せておりますけれども、毎年事務事業評価の中でも、そういったことで各担当のほうで自分たちの担当している事務事業、そういったものについての評価をしてもらっているところでありますが、今のところ令和3年度でこの部分、こういった事業については廃止とかという、まだ具体的な部分は出ておらないというような状況であります。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 第5次長期総合計画も完成したようでございます。新しい事業もそれに沿って今後盛り込まれてくるものというふうに考えられます。長期総合計画は、夢を描く計画であります。行政改革は、それに相反するといいますか、逆に長期総合計

画を補完して推し進める計画だという認識の下に、これが進まなければ長期総合計画もなかなか進まないんだというような考えの下に、さらにこの廃止・縮減、これは一部町民サービスの低下になることもあろうかと思えますけれども、やはりそれはそれとして、やはり英断をもって切り捨てるところは切り捨てる、そして町民の方々に十分な御説明をして理解を得て進めるということが大事かなというふうに考えますけれども、その長期総合計画とこの行政改革について、町長どのように結びつけて考えているものかどうかお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 行革については、冒頭に申し上げましたとおり、単純にいえばとにかく効率化、無駄を何とかしてあるかないか、そういうことであるんですけども、それは常にそういうことを意識しながらやってきているわけですし、さらにこれからも気づいたことについては、これはきちんと整理をするということになるわけですね。それはそれとして、長期計画については、10年間の中での町の方向づけを決めて、それに向かって努力をしていくといういわゆる方針ですので、またそれはそれということになるかと思っております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 厳しい財政ということ、町長常々申されております。やはり長期総合計画を、夢を描いてそれを達成するには、やはり一定程度の財政投資というの必要となってこようかと考えます。限られた財源の中で、その新たな事業の財源を生み出すというのは、これはたやすいことではないかと思えます。一度始めた事業を、ここで英断をもって切り捨てるということのもまた大変な判断かというふうに考えますけれども、それについてはやはり住民のほうに十分説明すれば分かっていたいただけるものかなというふうに思えますので、その辺については住民の方々のほうに説明しながら取り組んでいただければなというふうに思えます。

次に、（3）ということで、実施年度を先送りした項目ということで通告をさせていただいております。

あと20日余りで令和3年度を迎えることとなります。行政改革実施計画には、令和3年度から実施する項目として29項目が掲げられております。その29項目については、令和元年度から令和2年度までの2か年間、関係する課で内容を十二分に精査し、その取組に向けて検討を重ねてきたものと思われまじいけれども、いろいろ2か年間検討した中で、この令和3年度で実施するということで計画しておいたもので、やはりなかなか令和3年度の実施は無理だと、難しいという項目があればその項目、この項目については令和3年度ちょっと無理だよと、これは令和4年、令和5年度あたりに先送りせざるを得ないというのがあればお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 実施年度を先送りした項目ということで、今令和3年度で20数項目について実施という、そういった実施計画の中で載っているという部分があります

が、実はその中で、令和2年度において実施すべき項目についても、昨年来のそのコロナ禍の関係で、なかなかその住民の皆さんとともに進めていくような事業については、なかなか推し進めることができなかつた部分がございます。特に、基本戦略4で示しております住民参画と協働のまちづくりの推進、全庁的な協働意識の向上や行政への町民参画の拡大、これらの部分については、なかなか話し合い等々もできない部分もございましたので、なかなか推し進める部分ができなかつたというところがございます。押して3年度においても、今のこの状況下の中で、引き続きコロナの状況がワクチン接種により安定してきているといったような段階を踏まえないと、なかなかこう進めない部分があるのかなという、そんな思いをしているところでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 現在のコロナ禍の中で、基本戦略4、住民参画と協働のまちづくりの推進、ここの項目についてなかなか取り組めなかつたという回答のようです。やはりコロナ禍というのは、この住民生活、行政のほうにも大きく影響しておりますので、それはそれとしてやむを得ないのかなというふうに考えます。

そうした中で、令和3年度から実施する計画、窓口サービスの改善という項目がございます。その中で、電話等による事前申請の守衛対応に加えて、窓口サービスの平日開庁時間の延長を検討し、実施するというのがございます。令和元年度から令和2年度まで検討期間、令和3年度実施というふうになっておりますけれども、これについては町民の方々のサービスに直結する行政サービスだと思っておりますけれども、その辺について検討経過あるいは検討した結果などについて、今どういうふうになっているかお伺いをしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答え申し上げます。

ただいま御質問のありました窓口サービスの平日開庁時間の延長につきましては、今年度検討いたしまして、令和3年度、新年度からですけれども、第2・第4水曜日を夜の7時まで、19時までですね、開庁いたしまして、証明書発行等の交付サービスを実施したいと考えております。町民生活課のみならず、証明書の発行等も含まれますので、税務課も併せまして時間延長を実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今町民生活課長の答弁によりますと、この平日の窓口サービスの延長については、令和3年度中いろいろ詳細を詰めて、令和4年度から第2・第4水曜日、令和3年度からね、令和3年度、いつになるかちょっとまだ、もう決定しているわけですか、もう、実施時期は、4月から、はい、ありがとうございます。ちょっと私の聞き間違えで、これについては令和3年度、この4月から第2・第4水曜日夜7時まで町民生活課、税務課の二つの窓口を開くという方向づけが決定されたということによ

しいわけですね、はい。町民の方々も、そういう行政サービスの充実がかなうということ、この議会の生中継を聞いて、ああ、やっぱり色麻町役場違うんだなというふうにも思われている方、数多いと思います。町長本当に御苦労さまでございました。

あと、それからさらにお聞きしていきたいと思います。いろいろ実施項目並べられているようですけれども、この実施項目を実施するに当たっては、条例あるいは規則の改正が必ず必要になってくると思います。その中で、これも令和3年度実施ということ、掲げておりますけれども、手続書類等の記入の簡素化及び押印の不要化を図ると。この押印の不要化については、国のほうの行政改革といいますか、河野大臣先頭に向けて進んでいるようですけれども、その役場に提出する書類の押印の廃止といいますか、全てではないと思いますけれども、それについての検討状況あるいは条例、規則等の改正など、どのように今取り組まれているものかどうかお伺いをしたいと思います。

あと、もう1点ですけれども、その中で、令和3年度実施の中で敬老祝金の支給内容等の検討を図るというのもございます。敬老祝金、100歳になった時点で何十万とか、節目節目に祝い金あるいは花束などを高齢者の方々に贈呈しておりますけれども、これについても令和3年度実施ということ、掲げられております。ややもすると、この敬老祝金の支給内容等の検討ということになると、行政改革という位置づけからすると、その敬老祝金の引下げが考えられているのかなというふうに思われますけれども、その辺についての今の考え方、検討状況をお伺いをしたいと思います。

あと、それからもう1点ですけれども、会議等の公開・非公開の明確化及び公開の会議などについては、議事録のホームページ掲載などの透明性を図り、情報公開を推進するという項目がございます。この議事録については、議会のほうでも活性化委員会の中で、議事録についてホームページで公開するという方向づけがもうなされております。そうしますと、町のほうのいろんな審議会、例えば国保運営委員会とか、介護保険の委員会とか、子育て会議とかいろんな審議会があるかと思いますが、そういう審議会の議事録などについてもホームページなどに掲載し、公開するものかどうか、その3点についてまずお伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋康起君） 押印の簡素化についてお答え申し上げます。

こちらは、令和3年度予算のほうに例規整備支援事業委託料として計上させていただいておりまして、今使っている例規システムのほうから、印鑑を必要としている様式が含まれているものを抜粋してもらうというような作業になります。それを町のほうで各課で上位法令等とちょっと合わせて、その辺簡素化していいものか、その辺を精査しながら規則等の改正のほうにつなげていければなというふうなところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

敬老祝金の支給の検討ということでございますが、実施項目の中で敬老祝金の支給及び敬老会の開催方法や内容について検討ということで、敬老祝金の支給については、令和2年度と変わらず支給額等見込んでおります。ただ、敬老会の内容について検討というか、令和3年度から検討した内容で実施というような方向で今のところ考えている状況でございます。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 会議等の公開、議事録等々の公開ということで、ホームページ上でということでの部分でございますけれども、先ほど福田議員もお話ありました各種審議会等々でございます。どういったその審議会、どの程度までの会議内容を公開をすべきかということも、これから具体的に検討を進めていくということで、それぞれの会議、条例等で定められている会議等々については、それぞれ全文記録をしている部分もございますし、あるいは要点筆記といったような会議記録もございます。それらについて、4月からこれらの会議ということでまだ決定はしておりませんが、3年度中にできるだけその情報公開の推進を図るという点からも、その会議、どの会議、そういったものも絞りながら進めていきたいなというふうに思います。

ただ、その会議録作成も、議会からも再三お話がございましたが、かなりこの会議録を作成するまでにかなりの時間を要します。1時間の会議でも、実際全文記録となると、職員1日以上もかかるというような、そういったような内容でもございますので、これらについても先ほど言ったRPAといったような、そういったもので会議録が容易に作成できるような段階になれば容易かなとも思いますが、それにつけてもそういったものを導入すれば、今度は維持経費がかかるといったような相反するような部分もございますが、ただ、町民への情報を的確に公開するという、そのことをやはり推進すべきということで考えておりますので、4月からこの会議とは絞ってませんが、年度途中に一つ一つ会議の議事録等々の公開に向けて進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 12番福田 弘議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○12番（福田 弘君） はい。

○議長（中山 哲君） それでは休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後3時02分 休憩

午後3時16分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは、一般質問続けさせていただきます。

60分余りを通じて一般質問実施といいますか、一般質問を行ってまいりましたけれども、やはりこれまで2か年間、町長はじめ執行部の皆さん、英知を絞って行政改革に取り組んできたものと思います。財政基盤の弱い地方自治体にとっては、行政改革というのは終わりのない取組かなというふうに考えます。このことについては、前段での町長の答弁の中にもございました。

そうした中で、令和元年度から令和5年度までの行政改革大綱、そして行政改革実施計画策定して取り組んできましたけれども、町長の直感的な感で結構ですけれども、この2か年間の達成率、どの程度に捉えているものか、100%は無理だとしても何%程度ぐらいまでの達成率に持っていきたいというふうに考えているものかどうか、まずお伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） やっぱり目標は100%ですね、目標は。5年までということでありますので、5年までの間に何とかそういうふうに達成できるように頑張らせていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 目標は100%、そうだと思います。じゃあ、現時点での達成率、大体どの程度というふうに御認識なされているものかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まあざっと見てみますと、やや半分くらいでしょうか。引き続きこれからも検討しなくちゃならないこともありますし、令和3年度から引き続き実施ということでの項目が結構多いんですので、3年度になりますと、大分目鼻だちがつくかなというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 現時点での大ざっぱな達成率、町長の直感では50%ぐらいかなと、令和3年度終わるとさらに、当然ですけれども、この達成率は当然上がるというふうな御認識のようでございます。

そうした中で、今日本をはじめ全世界で新型コロナウイルス感染症と闘っております。首都圏1都3県では、いまだに緊急事態宣言が出されており、外出自粛とか飲食店の営業時間の短縮が要請されております。その緊急事態宣言を解除する数値的な判断として、ステージという言葉がよく使われております。毎日のようにステージ4とかステージ3とか、ステージ1になったら緊急事態宣言解除するとかいろいろあります。また、政府のこの施策については、アクセルとブレーキを同時に踏んでいるような状況だというような形で、これも批判されております。

先ほどの質問に対して、行政改革の達成率50%程度というふうに答弁されましたけれども、この厳しい財政状況、行政改革大綱を策定した時点をコロナウイルスに例えれば、

ステージ4でこのスタートしたのかなというふうに思いますけれども、そのステージ4、その行政改革の財政状況が、それも町長の直感で結構ですけれども、ステージ何ぼぐらいに引き下がれば、その行政改革大綱ある程度こう達成されたのかなというふうに考えるのか。新型コロナウイルス感染症に例えれば、緊急事態宣言と行政改革大綱、一緒だったにするのはちょっとなかなかないかもしれませんが、どの程度に引き下がればある程度達成したのかなというふうに考えられるのかどうか。ステージが難しいのであれば達成率でも結構でございます。その辺についてお考えをお伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 何となく複雑な質問されたような感じするんですけども、今の自治体関係は、どこの自治体でも結構財政的にきついというのは、ほかの自治体はほかの自治体のことですけども、大体そのような雰囲気なんですね。本町も、結構これは皆さんも御案内のとおりなんですけれども、相当きついやりくりをしているという状況でございます。例えば、管理職も手当も全部もらってない、あるいは今年度は私らもカットしている、そういう状況で予算を編成しながら、何とかして緊急事態のようなことのないようにということを意識しながらやってきております。

状況からいいますと、ステージ4とはなりません、ステージ3ぐらい、もしかして評価されるのではあるまいかと思う状態で運営をしているつもりでございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今の現状は、新型コロナウイルス感染症に例えれば、今の財政状況の運営はステージ3ぐらいだというような町長の、これは数字で表せるものでもございませんので、直感的なお考えのようでございます。先ほども長期総合計画のことについて、町長と質疑を交わしましたがけれども、長期総合計画は、町の将来のまちづくりについて夢を描いて、計画に沿って様々な事業を展開する計画であります。そうした中で、行政改革大綱の趣旨といたしますか、目的についても、行政改革大綱のほうに述べられております。行政改革大綱は、まちづくりの実現を行政改革の側面から推し進めるためのもので、職員が一丸となって恒常的に改善を行うための意識改革を進める性質を持っているというふうな表現で、若干ニュアンスは違うかもしれませんが、そう表現されております。

そうした中で、先ほど行政改革の現在の達成率50かなというふうなお話、そしてコロナウイルスに例えればレベル3かなというふうな御回答がございました。そういうすっかり引き下がっていない状況下において、今回、本定例会に議案第15号として色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてという議案が執行部から提案されております。現行の減額率については、令和2年定例会3月会議において、行政改革の一層の推進が不可欠との判断から、厳しい財政状況を勘案し、町長が提案し、昨年3月定例会で可決された経緯がございます。今回の条例改正案は、行政改革に向けて踏み込んだアクセルを、1年足らずと言っては失礼かもしれませんが

ども、1年間で町長自らそのアクセルを緩めるものというふうに考えられます。その減額率を半減するに至った判断と、その理由をお伺いしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは理由と言われても、これはひどいんですけれども、例えば私だって生活給なんですよね。それはいろいろ捉え方あるでしょうけれども、本来であれば、特にそれは何も特別軽減する必要もないんでしょうけれども、今言ったような自らそういう考えで、この行革ということもありますのでね、対応したいということです。緩めたとか緩めないとかという表現されると困るんですけれども、逆に言えば非常勤の特別職、議員の皆さんにも協力してもらえれば大変ありがたいというふうに思えます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今ですね、町長から答弁がございました。今の御答弁を聞いて、ここにいる議員13名いらっしゃいますけれども、どのように捉えたかはまた別にして、とにかく行政改革、これは先の長い取組になると思えます。本定例会には、先ほど町長のほうから、そのアクセルを緩めるとかなんとか言われるとというような表現がございましたけれども、やはり行政改革に向けて職員が一丸となって、さらに町民の方々の理解を得ながら進めるべく、行政改革を進める中で、そのアクセルを私から見れば一部緩める条例の改正案が提案されたのかなというふうに考えます。提案されている議案については、議案審議の際、改めて質疑が交わされるものと思えますけれども、町民皆様に理解していただける質疑が交わされることを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中山 哲君） 以上で、12番福田 弘議員の一般質問が終わりました。

次に、9番今野公勇議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。今野公勇議員。

〔9番 今野公勇君 登壇〕

○9番（今野公勇君） まず、一般質問に入る前に、去る3月7日御逝去されました前議員の佐藤文洋さんの御冥福をお祈りしたいというふうに思えます。

くしくも、今日一番最初に質問いたします地域おこし協力隊、これは彼が議員の時代に一般質問として取り上げて、町長いかがですかという意見を述べていたというふうに思えます、御記憶だと思います。私も施政方針を見て、町長が今回この地域おこし協力隊を取り上げると、やるんだという文面を見て、非常に喜んだというふうな思いです。そして、何かこの地域おこし協力隊、佐藤文洋氏から何かこうやってくれというふうなことのつながりがあったのかなというふうな気がしているところです。

まず、初めにこの地域おこし協力隊、この制度2009年度に始まって、既に十数年が経っております。隣の加美町はすぐ取り上げて、2人ぐらいの農業の協力隊を取り入れてやっていたというふうなことがありました。そんな形で、こういうことがあるのかなと、その当時はたしか月15万円の報酬かなんか給料もらって、農業をいろいろ教えてもらいながらやっていくということだったと思えます。その後、定住したかどうかというのは

ちょっと不明ですけれども、最終的には定住化を狙った事業でありますから、そこまで持っていければいいなというふうに思っています。

先ほど副町長のほうから、職員からの提案でこれを始めるようになったんだというお話がありましたけれども、まずこれ最初に聞いておかないと、広報に載せるときに文面なくなりますので、ひとつお答えをしていただきたいと思います。今なぜここにきてこの事業を立ち上げるのか、まずその経緯をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今野公勇議員の質問に答えたいと思います。

副町長のほうにも何か話聞きたいことがあったようですが、まずもって私のほうから申し上げたいと思います。

今質問の冒頭にもございましたけれども、確かに佐藤文洋君からこの地域おこし協力隊というものの提案がございました。それ以来検討をしておりましたけれども、今回、踏み切るということで出したつもりでございます。

まず、この地域おこし協力隊事業は、人口減少と少子高齢化が進む中、担い手が不足するなど、地域課題の対応が深刻化しつつある中で、都市地域の人材を受け入れ、農業分野などにおける地域協力活動を行っていただきながら、その地域に定住・定着を図ることで、地域力の維持そして強化を目的とした事業でございます。

本町でも担い手不足が深刻化しつつある中で、この事業を活用し、新たな人材を都市部から受け入れ、農業分野などで活動していただきながら本町に定住、そして地域に定着していただきたいと考えております。

それから、後の補足については副町長から申し上げたいと思います。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 地域おこし協力隊、先ほどの福田議員の一般質問の中でもお答えいたしました。今町長が答弁されたとおり、確かにこの議会で佐藤文洋議員のほうから、当時地域おこし協力隊の事業について何回か一般質問等で取り上げていただいた部分があります。そういった中で、若い職員たちも、やはりこの色麻を何とか活力のある町にしたいな、何かそういった今人材不足、人材不足と言われている中で、何かそういった人材確保も含めた中で事業展開できるものがないかなということで、若手の職員数人でこういった地域おこし協力隊の実際取り組んでいる町にも視察をしたり、そういったことで行かれたようでございます。そういったことと、佐藤議員からのそういった提案、町長が、そうであれば3年度で地域おこし協力隊事業の募集を試みようということで進めたということでございます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） これがトップダウンじゃなくて職員のほうから出てきたというのは、大変喜ばしいことだなというふうに思います。この関係で、前の人口減少の関係で消滅都市になった朝日町、「消えてたまるか！朝日町」というキャッチフレーズの下に、そういう本もありますけれども、捨てたもんじゃないよ色麻町というようなことを言い

たいなというふうに思います。大変、確かに閉塞感があって、なかなかこう、いろいろアイデアはあるんだけど、なかなか出し切れないということで都市部のほうから人材を登用したいというのは、前々からそういう話があったような気がいたします。ただ、この地域おこし協力隊ということではなかったような気がしますけどね。

そこで、農業分野というふうなお話なんですけど、農業といっても何を想定されているのかと、例えば稲作といたらちょっと先行投資が高いですね、稲作を考えられているのか畑作なのか、あるいは施設園芸なのか、あるいは今勢いのある畜産なのか、あるいはそれらを全部含めた6次産業化なのか、どういったことを想定されていて、そして何人ぐらいを募集することを考えていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 人員は2名ぐらいということでございます。現在、このコロナということから、状況的に都市のほうから地方にというその流れが若干あります。ですから、タイミング的には大変いいのではないかとというふうな思いもございます。そして、この地域おこし隊は、過疎指定の地域と、色麻町のように過疎指定にならない地域では、若干ちょっと条件があるんですけど。例えば、隣の加美町のように、近辺からの地域おこし隊もたしか可能なんです。本町のように、過疎指定のなっていない町については、近辺の地域おこし隊というには該当しないというふうに思っていましたので、そういう意味からいっても、今申したとおり、都市のほうから地方を見直すというような雰囲気がありますので、大変タイミングがいい時期ではないかとというふうに思っています。

そして、2名程度なんですけれども、鳥獣対策関係について、あるいは南山の果樹園の活動とかですね、そういうことを若干想定をしております。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 次に、有害鳥獣のことを質問してたんですが、そんな関係の人たちもということで、私前に言ったことがあるんですよ、これね。非常にタイムリーなところかなというふうに思ってます。

次の有害鳥獣でも話してもいいんですが、今せっかく話出ましたので。確かに南山果樹園でね、リンゴとりつくりながら出てきたイノシシとか熊を捕って、そしてそれを生計にする。今のジビエの関係は流通できないので、まだセシウム関係でそれは難しいかもしれませんが、ただ捕獲して幾らか出るというのがありますので、そういったことでの隊員を募集するというのはタイムリーかなというふうに思ってます。私はハンターだと思ってんですが、ハンターと農耕者ということですね。

前、NHKのドキュメンタリーで、京都の里山に住むある方が一家族で住んでいるんですね。週4日ぐらいは猟、あとの3日は会社勤めという形で、狩猟の免許を持ちながら山に入って、イノシシとくくりわなをといるのを格闘するわけですよ。非常に興味深く見てました。その子供たちもお父さんが捕ってきたイノシシを、自分のナイフを持って上手に解体するというようなことがあって、こういうふうな生活がうちらほうでもできかねえかなというふうな感じで見ました。そういうふうなことが実現されれば

すばらしいなというふうに思っています。

この地域おこし協力隊には、先ほど町長の過疎地域に指定されてると指定されていないので条件が違くと、総務省のほうからのこの補助金が、助成金、交付金かな、地方交付税として入ってくるというふうに思うんですが、どれぐらいの、色分けされていないというふうな、大体どれぐらいのものが入ってくるか、想定できますか。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

まず、令和3年度の当初予算案におきまして、今計上させていただいております募集等に要する経費ということで、令和3年度におきましては、募集等に関する経費を計上させていただいておりますが、特別交付税では200万円を上限といたしまして措置するというところでございます。御提案差し上げている予算も、その範囲内で計上させていただいているという状況でございます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） そうすると、3年度では200万上限だけでも、募集に係る予算として137万5,000円だったかな、が計上されていますが、それぐらいだと。まず、募集をするのが3年度に募集をして、実際隊員が来るまで、入ってくるまでですね、どういった工程になるのかお伺いします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

まず、募集に要する経費ということで、例えばその募集に関するパンフレットの作成でありますとか、あとはそのプロモーション動画の制作あるいはその地域おこし協力隊に関する広報のサイトを立ち上げると、サイトですね、インターネットを立ち上げると、そのような計画がございます。そのような形で募集の準備ができましたら、早速その、どのような雇用形態にするかといったようなところについて検討し、募集要項を策定をさせていただくと。年内中には、さらに2回のイベント等の開催も予定されてございますので、完全にその募集要項が整ってその準備ができましたら、年内中には募集を行うと。そうしますと、順調にいけば、順調に進めば令和3年度で募集を行って、令和4年度には活動していただけるのかなというふうに考えてございます。また、その地域おこし協力隊の雇用に関しての特別交付税措置というのはまた別にございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 順調にいけば、4年度から隊員として来ていただけるということになります。ただ、捕らぬタヌキの皮算用ではありませんけれどもね、やっぱり中には全国にいろんな事例がありましてね、成功例もあれば、失敗例といったら悪いですけれども、3年間の期間をたたないうちに辞めてしまう方も、辞退される方もいれば、あるいは3年間待たずに定住を決めて、定住されて盛んに事業を起こしてやっている方もいらっしゃると思います。やはり、最終的にはこの定住化を狙った事業なんですけど、せっか

くこの今になって始める、後発ですよ。だから、後発の強みを生かして、全国の事例を見ながらこういうことをやろうということになったんだというふうに思いますから、もっともっと研究なさって、ぜひ何つうかな、隊員の求めるものと、こちらが色麻が求めるものが一致する、ミスマッチにならないようお願いをしたいなというふうに思います。

これは、実はこういった方々が入ってきて、そして3年の任期が過ぎていなくなってしまうとなってくると、非常に大きな痛手になるんですよ。例えば、さっき南山果樹園での、それから狩猟関係ということ、有害鳥獣関係というふうになった場合に、当然その中心的人物になってもらおうという意識があるわけですよ。そして、そうやって活動していた人がいなくなってしまうというのは、これはただのマイナスではなくて相当な痛手に、ダメージになるというふうに思うんですよ。ですから、ぜひそんなことのないようにですね、また何回も話題になってますが、色麻は自然が豊かだというふうに言われてますけれども、その地域の魅力を十分に理解してもらえるようなプロモーションを行っていただいて、そしてやっていただきたいなというふうに思います。

そしてまた、例えば協力隊員が令和4年度から来られるというふうになったときに、受入体制ですね、例えば家屋からありますし、それから隊員としての身分というんですかね、その身分の保障というか、そういったことはどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

身分といたしましては、考え方といたしまして二つございます。まず、これまでその非常勤の特別職としていた制度が、いわゆる会計年度任用職員と制度改正がございました。それから、もう一つが民間へ委託し、委託先で雇用していただくと、この二つがございしますが、一般的にはやはりその会計年度任用職員でという雇用形態を今現在は想定してございます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 会計年度任用職員、いいと思いますが、住むところなんかも当然考え、例えば空き家が結構出てくるわけですよ。だから、そういったところを考えているのか、ただ単に、アパートもいっぱいありますから、アパート経営している方々の手助けになるということもありますから、アパートでもいいだろうと思うし、いろんな選択あるだろうというふうに思います。今考えられることは一体どれぐらい、どんなものがあるか。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

まず、これから募集をしていくということになるかと思いますが、その地域おこし協力隊員、例えばいろんな形が想定されますが、お一人なのか、あるいは御家族でとかですね、そのような状況もございます。そういたしますと、町内で考えられますのは町

営住宅、地域活性化住宅を含めた町営住宅がございます。ただ、いずれの住宅も御存じのとおり要件がございますので、その要件に合わないと入居できないということになります。ただ、選択肢といたしましては、町の町営住宅、地域活性化住宅を含めた町営住宅と、それから民間のアパートというものを想定しています。

その空き家ということに関しましては、今現在、今現状で申し上げますと、例えばじゃあ令和4年度からすぐ入居できる空き家があるかと、バンクに登録されている空き家の状況からは、なかなか現状の空き家の状況ですと、なかなか空き家という選択はございませんが、ただ今後2年、3年と募集が続くかもしれません。その間に、当然またその空き家も増加傾向がございますので、この地域おこし協力隊事業のことも十分勘案しながら、空き家バンクの管理も行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 最初の3年間ぐらいはアパート暮らしでも、そのうちに定住するというふうになったら、空き家を借りるなりということもできるだろうというふうに、そういった柔軟な考えでいいかなというふうに思います。

先ほど委託料が137万5,000円だったけども、これ委託料として外部に委託しないと、これ国からの財政支援がないということというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

これは全て特別交付税算定の特別交付税で措置されるということになってございます。先ほども申し上げましたように、いろいろプロモーション動画とか、それからパンフレットの製作あるいはその委託料のほかにイベントの参加料ということで、その辺もその特別交付税の措置に入っておりますので、200万円という限度額の中で募集体制を整備してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） そういった募集のいろいろプロモーションビデオなんかつくんなきゃないということなんだけど、これ今各地でCM大賞なんかやってますよね、ああいった形で自前でできんじゃないですか、自分たちで。イノシシを捕ってきたりとかさ、南山のリンゴ園を見せてね、それは冗談じゃなくね、でねえと自分たち、さっき話したように mismatch にならないようにということ、こっちのことをよく理解してもらう、よその人がつくったってなかなか思いが伝わらない部分が出てくるというふうに思うんだけど、自分たちでつくれば絶対そこに気持ち入りますよね。そうすると、それを見た人たちが、ただ単に冷やかして来る人はいないと思いますが、ああ、ここはいいとこだと、気候も穏やか、まあちょっと雪は降るし、熊とかイノシシ出れば鉄砲撃つのは何ぼでもできるんだけど、ただ雪は多いし、ただ災害は少ないよと、いいとこだねというふうな思いを上手に伝えればね、その伝えるのはやっぱり自前でやったほうがいいような気がするんですがね。まあこの辺は、まあ企画課で一生懸命頑張るんでしょうから、企画課の優秀な職員がいっぱいいますので、その辺は検討してやっていただきたいなと

いうふうに思います。

○議長（中山 哲君） 9番今野公勇議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○9番（今野公勇君） はい。

○議長（中山 哲君） それでは休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後3時56分 休憩

午後4時02分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。9番今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 続いて、有害鳥獣対策についてお伺いいたします。これは4番議員さんも質問していただきました。若干かぶる部分があるかもしれませんが、お答えいただきたいと思います。

昨年、各地区で皆さんの御協力をいただいて、41キロのワイヤーメッシュ柵を設置しました。私のところも設置したわけなんですけど、この冬大雪の中、追い込み猟というんですかね、新田地区のほうからずっと沢口地区、王城寺地区にかけて一挙に追い込み猟つって、午前中だけで4頭イノシシ捕獲しました。で、午後からもということだったんですが、残念ながら午後から私の家の裏のほうに来たときにはもう逃げてしまっただけで捉えられなかったということです。もう少し人数がいれば、挟み撃ちというとなかなか危ないですからそうはできませんけれども、もう少し人数がいたらもっと、もう五、六頭捕獲できたのかなというふうに思ってます。

というのは、冬であっても、今年大雪だったので、非常にイノシシも餓死するんじゃないかなというぐらいに思ってたんですが、ところがどっこい山の中で生きてるんですよ。実は、うちの王城寺のお寺の墓地の傾斜がきついところがあって、そこが雪が解けてるんですね。そこも掘り返して草の根を食べていた。相当な急斜面になってるので、崩れてくるのがちょっと心配かなというふうなところがあるんですが、そういうふうな状態にいるということで、本当にもうちょっと人数がいて捕獲ができていればよかったですというふうなことで、今実施隊何人いますかということをお伺いしたかったんですが、昨日既に16人にいるんだよということですね、新規で4人増える見込みですというお話を伺いました。本当はもう少し欲しいなというふうに思うんですが、以前は七、八人しかいなかったわけですから、だんだんだんだん増えてきていいなというふうに思ってますし、先ほどの地域おこし協力隊も、もし来ていただければすばらしい戦力になるのかなというふうに思っていました。

そこで、実は昨日も生態調査、個数の調査ですね、できないのかという質問に対して、この相当お金がかかるから、それよりもというふうなお話がありました。しかし、その当然、追い込み猟なんかも見ますと、ここにどれぐらいのものがいるという予測の下で始まっているわけですね。ですから、例えば沢口山にはどれぐらいいて、一の沢のほうにはどれぐらいいて、猪子沢のほうには、蛭沢のほうにはどれぐらいいて、小栗山には、平沢にはどれぐらいいてというふうなことね、大まかなものでも、例えばグループ分けでもいいですから、そういった調査はするべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今野公勇議員の2つ目の質問、有害鳥獣対策ということで質問をいただきました。

今個体調査をすべきだろうということで提案されました。確かにそれも大事かもしれませんが。今のところは、そういうことには着手しておりませんが、アドバイザー引き続きお願いする予定でありますので、その方とも相談をしながら、そういうものがもし必要で、今後の対策に必要なだというのであれば、そういうことに着手することもやぶさかではございません。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 今アドバイザーの話が出ましたけれども、もう3年目になるんですね。確かにアドバイザーのアドバイスを受けて、一番最初の電気柵から始まって、やっぱりメッシュにしたほうがいい、網のほうがいいよということで指導を受けながら、私も実地を歩いて、ここにはこうしたほうがいいというふうなことで指導を受けました。

ただ、アドバイザーの指導だけでは、なかなかそのとおりにイノシシは動きません。アドバイザーさんの上に行くという形で、実はうちの西側の倉庫のところから沢口地区に上がって行ってイセファームに向かう坂なんですけど、この辺まですればイノシシは諦めてしまってこっち側に来ないよというところまで、それ以上そこから20メートルぐらい思い切って伸ばして、王城寺の人たちで柵を張ったんですが、実はその上を自由に行き来しているわけです。そこから上は、実は行政区が違ってくるんですね。そんなこと言ったってイノシシは分かりませんから、その横断をしているわけです。実際に、うちの孫も加美農に通うときに送っていくと、自分で自転車で行ったりすると、今朝イノシシ見たとかね。あるいは、この間その追い込み猟をする前だったですけどもね、実施隊の隊員がうちの前に来て、道路を逃げてきたと、イノシシがですよ、雪のあるときに道路を逃げてきて、うちの前の東から入って山に入ってしまったんだ。追いかけてもらって、捕獲してもらいましたけれどもね、捕ってもらいましたけれども。そうやって自由に出歩いているわけですよ。冬にでもそういうふうになってる、冬だからそういうふうになるのか分かりませんが、これももう少し暖かくなって、例えば豆をまいたり稲をまたいり多分するわけですね、畑には芋もまきますけどね。そうずっと、それを狙って柵のない道路を下りてくるということも考えられるわけです。だから、も

うちよっとずっと上までやりたいなというふうに思うんですが、そうすると全部道路を塞いでしまわなくちゃいけないということになってしまうと、非常に難しくなってきます。その辺ですね、何かこうアドバイザーさんのアドバイスはそのとおりでというふうに思いますが、もっともっとやらなければいけない部分が出てくるんだろうと思います。

今お話ししたとおりでなんですが、このアドバイザーさんのさらなる専門的な指導・助言をいただくというふうにあるんですが、それ以上の助言・指導ってどっかに何かありますかね。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今のところは、アドバイザーはある種専門家ということになりますので、それ以上ということにはないと思いますけれども、もう行動範囲、特にイノシシはもう全町的と言っていいくらいに広がってきました。色麻町でもほんの一部の地域だけが、もしかしてイノシシの足跡なんかはないというふうになっているかもしれませんが、ほぼ全町的ということになるろうと思いますので、その辺も含めて3年度はアドバイザーの方にいろいろ指導をお願いするべく、お願いしたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） やはりそのとおりでなただけど、やっぱり生態調査というかね、何頭いるって正確な数までは要らないけれども、群れの何々群れ群というふうな形でね、そういうふうなのは把握するべきだというふうに思うんですね。この間何だっけ、何か蔵王のほうでキツネだったっけかな、白いキツネが脱走したんですよね。後ろのほうに青いスプレーで印つけてたんですよ。まあ、捕獲できなくても、例えばですよ、有害、毒になんかならないようなもので、白いペンキなんかでもこうつけて、その個体どこに入ったらこう、ぬた場なんかってあるわけですから、その辺に置いて、自然と識別ができるような方法っていうの、多分あると思うんですね。私だってそれぐらい考えられるんだから、アドバイザーだってもっともっといい方法考えることができると思いますよね。

で、全部ってやっぱりね、全体的なものが見えてこない、これいつまでたっても同じだと思うんですね。昨日のお話だと、演習場内もなかなか難しいんですよ、実際にね、わなをかけるって、くくりわなかけて、そいつき自衛隊員がかかったら、これは笑いもんになんないんですよ。そんなことはできないので、そうではない方法を考えなくちゃいけない。だったら、やっぱりそこにどれぐらいのものがいるかと、何を食べているのかと、そういうふうなこの生態調査するべきだと思いますね。それで初めて、じゃあ今度どうしようかという作戦を練ることができるわけですよ。敵を知らないで戦いを挑むことはできません。やっぱり敵を知るべきだ、相手を知るといのは大変必要だというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さっき申し上げたとおり、個体調査も生態調査もやっておりませんが、どのように、具体的にどのようにして今言ったようなことについては把握できて

いくものかどうかも含めて、まずアドバイザーの方に相談をして、具体化をしていくということになるかと思しますので、相談はしてみたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） ぜひですね、そしてこの有害鳥獣実施隊の皆さんともコミュニケーションをもう少し取ってほしいと思うんですよ。アドバイザーは、ここの土手は上らないっていうふうに言ったんですが、実施隊員はそこを上ってるのを何ぼも見ていますよ。ですから、アドバイザーが悪いっていうわけじゃないんですよ、それだけ見てるのが、実際見てるのがいるわけですから、そういったコミュニケーションをもっと取ってほしい。そして、やっぱりアドバイザーが有効に、そのアドバイスが有効にこの活用できるような体制をつくってほしいというふうに思います。これはお願いです。本当に、今この若い人たちが入ってきて、活動範囲も、みんなでやってる土日なんかは解体ショーやっていますので、そういうふうなところをやってほしいと思います。そして、どうしても今ジビエの関係で、放射能のセシウムの関係で流通できないわけですね。この辺町長、県に掛け合って、一体いつまでこういうふうになってるんだというふうなことを聞いてほしいんですが、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この議会終わりましたら、時間を見つけてそういうふうに相談に行きたいと思います。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、悪臭対策について移ります。養鶏場、イセファームの悪臭対策として臭気測定をして、その結果を基にして保健所から改善命令を出してもらおうというのが今の町のスタンスですよね。それで、臭気測定というのが必要なんですが、この事業始まる前から、私無理だからやめろというふうな話をしてました。大体臭いっていうのは、お分かりのとおりね、はい、臭いましたよ、じゃあ行きますよと、なくなるんですよ。実は、昨日も私剣道の練習から終わって9時半頃家に着いたんですが、臭ってました。満天の星空の下で、ああ、すばらしい星空だなと思って上を眺めたらふんと臭ってくるわけですね。だから、非常にこの臭いを捉えるというのは難しい。昨年度から何回か実施しているわけですが、思ったような結果は得られてないというふうに思います。別のことを考えたらいいでねえすかという話だったんですが、昨年度、今年度じゃなくて昨年度、それから今年度、どれぐらい実施したのか、できなかったのかを含めてお伺ひしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今野公勇議員の臭気対策についての質問をいただきました。

何回実施したかについては、担当のほうから回答を申し上げたいと思います。

この臭気関係については、今野公勇議員からは、これまでも何度も質問をいただきました。本町はバイオマス指定都市になっておいて、そのことで何とかこれを活用し

ながら臭気対策のほうに持っていきたいということで、今も努力をしております。これまでも、民間のほうでやってもらうんですけどね、町が事業主体でやるわけではないんですが、民間でやると、そして原料は鶏ふんを使うと、そして発電をさせると、こういう事業なんですけれども、まずもってこの場所がないんですね。当初スタート時点では、いわゆるそのイセのほうの土地を活用できるということで話は進めたんですけども、途中で駄目だということになって宙に浮いたということになって、今場所のまず選定をしなくちゃならない状況です。

前にも話多分したと思いますけれども、このバイオマスの発電事業は、密閉して鶏ふんを発酵させるもんですので、そのエネルギーで電気を起こすということなんで、多分臭いは外に漏れないだろうということなんです。漏れないんですよ、空間を何かどこかに穴でも開けない限りは漏れないで、その熱で電気を起こすもんです。そういう事業ですので、ぜひ何とか実現をしたいというふうに思っていますが、現状では今申し上げたとおり、場所の選定に戸惑っておる状況です。

そして、今のコンポスト関係も、今のコンポスト、それからイセのほうで実証実験的に、西のほうに多分見ておるかと思っておりますけれども、西のほうにあの鶏ふんの発酵施設を造ったんです。それは、密閉してるわけじゃないんですよ。ですから、多分臭いは出てるんだろうというふうに思っておりますので、そういうことも含めて王城寺地区の皆さんには、どちらかというところあっちのほうに多分臭い行くケースが多いので、大変迷惑をかけております。町としても、何とかそのことを解消すべく、さっき言ったような事業を取り入れられるように努力をしていきたいと思っております。補足については、あと、担当課から説明させます。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答えいたします。

今年度の臭気測定の実数は何回実施されたのかという御質問かと思っております。今年度につきましては、実際に臭気を採取できた回数はゼロ回ということになります。これまで担当者あるいは私もそうですけれども、巡回、帰りの際に養鶏場の周辺を回ったり実施しております。また、日中は建設水道課あるいは産業振興課の職員にも情報提供いただきながら、実際行ってみたりもするんですが、なかなか採取できていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） やっぱり臭いを捉えると、臭気を捉えるというのは、これは至難の業ですよ。やっぱり、前にも言ったけども、委託費、大したじゅぬにはなつてねえげつとも、大した金ではないけれども、これは無駄な話だというふうに思います。

それよりも、前にも何回も言っていますが、イセファームで必ず朝の9時と3時にアンモニア濃度を測定しているんですよ、ね。それを多分産業振興課のほうに提出されてると思います。ただ、9時と3時なんです。それまでに出てきた最高値がチェックされて

るだけの話であってね、夜中のは分かんないんです。大体夜中です。

そして、町長は前からおっしゃってた西側に造った堆肥舎の密閉されてるとこっていうふうに言ったんですが、密閉されてません、かえって臭います、あそこさ造ったおかげでね。イセファームの卵は採卵だから水分が多いので、どうしても天日干ししないと駄目なんだというお話ですよ。バイオマスの話が出ましたけれども、ぜひ実現できるんならしてもらったほうがいいですよ。2万キロワットぐらいになるんですよ。

だから、ただこの保健所のほうからの改善命令がなきゃできないという話ではないと思いますよね。企業努力でこの臭いを消すっていうかな、完全には消えないかもしれないけれども、減らすことはできるはずですよ。多分今イセファームの職員の人たちも、そういうふうな形でやってるといふふうに思いますよ、努力していると思いますよ。鳥インフルエンザにも震えながらね、一生懸命そういうのにならないように頑張っているというふうに思いますよ、いかんせん、そいつは分かりますが、臭いの被害を被っているのは地区民です。王城寺だけじゃなくて鷹巣のほう、あっち側まで全部風向きによって変わりますからね。ですから、そういったことを、イセファームの自分たちで、イセファームの会社としてもう9時と3時に測定しているのだから、それをもう少し、これ3回か4回か言ってますよ、もう少し自分のほうでそこから何かもう一步踏み込んだ対策をしてくださってと言えないんですか。公害協定結んでいるっていう話ですよ。そしたら、この臭いは公害じゃないんですかね。公害なんだから、思うのだから、それを町として、要するに臭いが出てるんだから、お願いしますから、これをこうしてくださいというふうな命令を出してもいいような気がするんですがね。それが法律でできないというんならしようがないけれども、でもやっぱり町は町としてそういった改善命令というのかな、この保健所からのこのそういう証拠がなきゃできないというのじゃなく、証拠はみんなあるわけですよ、みんな臭いするんだから。数値として結果は出てこないけれども、みんなどれぐらいの人たちが臭い被害被ってますかってアンケート取ったっていいでしょう、それを結果としたっていいでしょう。そういうことをぶつけて改善してもらおうというようなことをしてもいいんじゃないですか、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 全くそのとおりなんですけれども、簡単に分かりましたではないんですよ。なかなか私も議員になったときからもう何十年前からあのイセの今までの経過というのを見てきているんですけども、まずこれはこれまでには何度もいろんな話、それから町のほうからの苦情、そういうことを何度も何度も言ってるんですけども、何と言ったらいいんですかね、まともにそれに対応するということがなかなかなくてね、この臭いというのもまた、これもまた結構さっき言った臭気とかなかなか測定できないといったのと同じでね、臭いすんのすかいなんてとぼけているような話までする人もあるわけですよ。そういう状態ですからね、簡単にはいかないんですよ。やっぱり、数字をこのとおりですよという科学的な根拠を示すということが大変大事だと思います。

それから、何といってもさっき言ったような鶏ふんの処理については、もちろん会社のほうにいろんな薬品があるやにも聞いていますけれども、そういうことも使ってもらようよう要請はしますが、いずれにしましても鶏ふんの量が量ですので、最近ちょっと羽数減ったそうですけれども、本来二百四、五十万羽でしょう、今百七、八十万羽のような話ちょっと聞いておりますが、いずれにしても桁違いの羽数なんですよ。そういうところから出てくる鶏ふんの量ですので、その処理ですので、町としても絶対それは目を離すことなくやっていくということを御約束させていただきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 確かにね、こう科学的根拠を出せば一番いいんだろと思うんですが、その辺町長頑張ってくださいなというふうに思ってます。

続いて、体育振興についてに移ります。

これ、施政方針を見て大変うれしく思ったんですね。町内の若い講師を招いて小学生にスケートボードを体験させた。大変興味深くて、これ東京オリンピックの正式種目にもなっていますよね。子供たちも喜んだんではないのかなというふうに思えます。大変すばらしい取組だったと思います。

ただ、残念なのが、やっぱり公民館事業でね、2回しかやってないですよ。これがずっと継続して実施できればいいのですが、まあ今の段階ではスタートしたということで非常に評価をしたいというふうに思いますが、この幼少期の遊びというのが、運動がその後の運動能力に大きな影響を及ぼします。よく三つ子の魂百までもと言いますが、大体その運動能力、俗に言われる運動神経というのは10歳までです、もっと言えば5歳ぐらいまでにそういった能力が決まってしまうというふうに。小さいうちにいかに遊んだか、いかに体を動かしたかということで、その運動能力が決まってくる。これは遺伝ではありません、遺伝で運動能力が決まるのではありません。いかに小さいときに動いたか、動かしたかということによって、その能力が決まってきます。幼稚園の先生とかね、保育所の先生方も理解して、だから一生懸命こうやって遊ぶんだろというふうに思いますが、実はもっともっと多く体を動かすことを推奨したいなというふうに思うんです。もっともっと子供、幼稚園も保育所も小学校も、私は文科省に文句が言いたいですよね、何か学校の授業時間を減らして、何を減らしたかという体育を減らした、ばかじゃないかと。

さっきの運動能力の話しましたが、能力っていうのは脳の力になる、つながるんですから、だから体を動かすことを覚えるということは、学力もつくということなんです。その辺をここで演説してもしょうがないので、もっともっと体を動かすべきだなというふうに思えます。町長いかが思えますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今野公勇議員の4つ目の質問、体育振興についてということで質問いただきましたので、回答を申し上げたいと思えます。

今野公勇議員は、大変スポーツ関係については熱心に指導あるいは通じておりますの

で、言われることも大変含蓄がありました。そういう中で、子供たちは生まれながらに学びの本能が備わっているとされており、もっと見たい、もっと知りたいといった学びの原動力は、自分で考え挑戦する姿勢や好奇心、意欲と考えております。

社会教育課では、これまで毎年幼児教育事業として、色麻幼稚園児と両保育所児、子育て支援センターを利用する子供たち、ゼロ歳から3歳児までなんですが、対象にした体育遊びを実施しております。内容は、年齢に合わせて体操やマット遊び、バルーン遊び、跳び箱遊びなどを行っております。幼児期は、運動遊び、体育が楽しいものであると自然に覚えることによって、身体の発達や心の発達にもつながっていきます。子供の仕事は遊びとも言われており、冒険心や好奇心を養い、集中力や工夫する力、やり遂げる力、コミュニケーション能力など、人間として生きていくための必要な様々な力を獲得していきます。面白そうだと思う、感じるものはやってみたいのが子供たちですので、今後も継続して遊びの側面から各成長期に合わせた身体能力や運動機能が身につけられるよう取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 本当に子供たちというのは興味の塊ですから、自分が楽しいと思うと一生懸命やります。ただ、一般にですけど、最近の子供たちは飽きやすいというふうなことも言われています。私から言わせれば辛抱が足りないというふうな、昔はそんなことを言われたんですが、今そんなこと言うとね、パワハラだというふうに言われませんが。

スポーツ少年団のほうも、いろいろ今アクティブチャイルドというか、前は小学生以上だったんですけど、今幼稚園もいいですよと、入団していいですよというふうになっているんですが、そうは言われても受入体制がなかなか難しいので、色麻町ではやっていませんけれども。何を言いたいかということなんです。前、一時期コーディネーショントレーニングということで推進しようというふうに思っていたんです。したら、そのJACOTの理事長さんが、菅野美津枝さんという方が亡くなってしまって、あるいはそのJACOT、コーディネーショントレーニングを東京都が全部の学校で取り入れるということになって、人手不足ですよ、こっち側に来ない。東京オリンピックで工事があっちに行っただからこっち側さ建設会社が、ゼネコンが来ないというふうな感じなんです。そういうことで、立ち消えというわけではないんだけど、色麻町でもこのJACOTの資格、ブロンズを持っていた人が4人いました。残念ながら資格を更新するにも結構なお金がかかるもんですから、資格はなくなってしまった。資格はなくてもやり方は覚えてます。ただ、何というんですかね、自分の意思で自分の体を動かす能力なんです、簡単に言えばね。それをいろんな動きでトレーニングをして、それを発達させるということになります。さっき町長、コミュニケーション能力って言いましたが、当然そのコミュニケーション能力が一番問われるということのようです。

子供たちの指導をしていく上で、子供たちを私も実際に剣道やっていますが、聞き取る

能力というんですかね、聞き取りはあるんだけど、それを実際にやれる、まねる、模倣するという能力が非常に乏しい。そして、もう一つ体操をしますよね、体操になってないんですね、ラジオ体操もろくに、こんなになって。幽霊みたいなもんですよね。

「真面目にやれ」って言うと、これもパワハラだから。「ちゃんとやれ」もパワハラなんですよ、これも。お手本をして見せても、それをまねることができない。だから、学校の先生方もね、多分学校の先生方全員、ラジオ体操して点数つけたら、多分みんな赤点だね、点数つければだよ。ちゃんとね、こう、昔、名前出してはあれだけでも、女性の体育指導員でね、ピッピッというラジオ体操協会でやってた人がいましたけれども、あの人から見ればほとんどまあ分かるよね、40点か30点ぐらいにしかならないだろうというふうに思います。というのは、それはそれでしょうがない部分があります。

もし、できるのであれば、小学生の一、二年生ぐらいまでは毎日体育の時間1対、体育と音楽、体育と算数、体育と社会みたいな形で、そういう授業を、カリキュラムを組むことはできないでしょうかね、町長。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 大変貴重なお考えを聞かせていただきましてありがとうございます。本当に幼児期には、例えばリトミック教育といって音楽といわゆる運動を組み合わせた教育なんかもございます。本当に音楽と組み合わせて幼児期に運動、体力づくり、調整力をつくるということは可能なことだと思います。その辺については、こちらも学校に情報を提供しながら、学校でやってみたい、取り組んでいけるのではないかということであれば、こちらも応援は惜しまないつもりでございます。

本当に、冒頭に議員さんがおっしゃったように、学習指導要領の改訂のたびに最近では体育とか、それからあと技能系というんですか、芸術系なんかもこうやって減ってきております。それで、あと幼稚園教育では、もう幼稚園、全国的にやっぱりこの園児の体力の低下というのは危惧されているようで、色麻幼稚園でも園の研究のテーマとして、喜んで体を動かす幼児の育成ということで、幼稚園の全職員で運動遊びが得意・不得意に関係なく、園児が楽しく体を動かして遊んでいく中で体の動きを身につけたりできるようにすることに取り組んでいるそうです。そういうことが効果となって出てくるものと期待しております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 子供の能力を伸ばしてあげるといえるか、伸ばしてあげるっていうんじゃないか、見つけ出してあげて引っ張り出してあげるといえるか、それが教育だという人がおりますよね。ですから、確かに英語とか算数とか数学とかは大切なんだけど、その力を発揮するのは体ですから。そういったことができれば、できればといえるか、子供たちを、多分学校の先生方もそうだと思いますよね、子供たちを指導するときには、いかにこっちを向かせるかですよね。先生のほうを向かない学級は崩壊しているわけですよ、崩壊してしまっているわけです。つまり、その先生個人のコミュニケーション

能力に関わってくるわけです。ただ、小中一貫にしたというのは、進めてきたというのは、そういった一人で抱え込まないと、先生が一人で抱え込まないでみんなで行けるんだよというふうなことで小中一貫を進めてきたんです。子供たちのためとかなんとかと言いましたが、一番最初は先生のためだった、先生がそんなに負担にならないでちゃんとできるような仕組みをつくりましょうということで小中一貫を推し進めてきたということです。そして、もうすぐ9年、今年8年目だから9年、小学校1年生で入ってきた子が来年には9年生として卒業するわけですね。そのときに、一体この9年間どうだったのかというような結果が求められるわけですね。推し進めてきた者としては、非常によかったなというような結果になってほしいわけです。当然そうです。ただ、それはただ単に学力テストをしたから成績が上がるというものではないはずですね。

これは体育振興についてということで話しましたがけれども、体育振興ずっとつながっていけば学力にもつながるということを気づいてほしいなというふうに思います。もう当然気づいているはずなんです。ただ、それを実施できるかできないか。私は、昔東成瀬村にも行きましたし、やっぱりあそこの教育長は、毎年3分の1教員を異動させると、4月までに教育長の教育方針、分かんねえごったらではっていけというようなことでやってるんだと。あそこで秋田県の先生方、あそこでぐるぐるやって、教員の養成所みたいな形でね、全部チームティーチングでね。見てみると、コミュニケーション能力ですよ、子供たちをいかに引き出すか、そういう能力がたけている。つまり、宮城県の全体からいけば、学力からいけば、ずっと低いわけですよ。秋田県は高いわけですよ。何が違うかと、先生の能力が違うと私は思います。多分みんなそれに気づいているはずですよ。だから、ただその能力をどうやって身につけるかということになります。すぐにはできないけれども、子供たちを引き込む、こっち側に引き込む力というのは、当然体育振興から全部続いていくはずですので、そういったことも考えてやっていただければいいなというふうに思います。

町長、こういったことを、体育振興というふうに言いましたけれども、これは教育全般に関わることでですので、こういった考えてやっていきたいな、私はやってほしいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 私も体育会系でありますので、そういうことについては大いに理解を示しておりますので、なお担当のほうにもそのように伝えておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） ありがとうございます。

子供たちだけじゃなく、誰一人を取り残さない地域社会をつくっていく、SDGsの考え方ですよ。当然皆さんそのとおり、そういう気持ちで、多分長期総合計画にもそこが入っているわけですから、そういったことですね、今後ますます皆さんが活躍してくれることをお祈りして、一般質問を終わります。

○議長（中山 哲君） 以上で、9番今野公勇議員の一般質問が終わりました。

これをもって一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。本日はこれにて延会いたします。

大変御苦勞様でした。

午後 4 時 4 9 分 延会
